

施設については、今後なお相当の間これを継続することを必要とする状況にあります。

次に、電力用炭販売株式会社法の一部改正であります。同法は、昭和三十八年七月に制定された電力用炭代金精算株式会社法をその前身としており、同法について昭和四十年に改正が行なわれ、今日の形となつてゐるものであります。同法では、電力用炭販売株式会社の業務を通じて、電力用炭の価格の安定、石炭の供給の円滑化及び流通渠の合理化に重要な役割りを果たしております。しかしながら、石炭鉱業の現状にかんがみれば、今後なお継続するものであります。しかししながら、石炭供給に一般炭需要の大宗を占める電力用炭の価格と引き取り体制の確保について昭和四十五年度を一応の目途としていたことから、同年度末をもつてその廃止期限としております。しかしながら、石炭供給の現状にかんがみれば、今後なお継続するものであります。

要同巣歲年三の和行時省が地行わたま

この中小企業信用保険制度は、昭和二十五年に創設され以来、一貫して发展を遂げ、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にする上でめざましい実績をあげてまいっております。ちなみに昭和四十五年度の保険引き受け額は一兆三千億円程度に達する見込みであり、保険利用件数も年間百万件近くに達し、中小企業金融をささえ大な柱となつてきております。しかしながら、中小企業の最近の資金需要の動向を見ますと、この重要な信用補完制度について、一段と制度の充実、強化をはかることが必要となつてしまつております。その第一は公害防止関係費用の顕著な増大傾向に対処することです。公害問題の深刻化と共に伴い、中小企業者の公害防止関係費用は増加の一途をたどつておりますが、これらの費用は大

次に、電力用炭販売株式会社法の一部改正であります。同法は、昭和三十八年七月に制定された電力用炭代金精算株式会社法をその前身としており、同法について昭和四十年に改正が行なわれ、今日の形となっているものであります。同法では、電力用炭販売株式会社の業務を通じて、電力用炭の価格の安定、石炭の供給の円滑化及び流通量の合理化に重要な役割りを果たしておりますが、同法の成立当時においては、電力用炭の長期引受け取り体制の確保について昭和四十五年度を一応の目途としていたことから、同年度末をもってその廃止期限としております。しかしながら、石炭短缺現状にかんがみれば、今後なお継続するものであり、このための法の延長が石炭対策上重要となることを必要とする状況にあります。

本法律案は、以上のとくような考へ方に基づき、産成地域振興臨時措置法の有効期間並びにこれに付隨して同法に基づく地方債の利子補給の期間及び産成地域振興審議会の存置期限を、それぞれ十年延長するとともに、電力用灰販売株式会社法の廃止期限及び臨時石炭対策本部の存置期限を、現在政府が実施しているいわゆる第四次石炭対策の計画期限たる昭和四十八年度末まで延長することを願い申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださるようお願い申しあげます。

かつ長期にわたるもののが多く、また、その性格上、直接収益を生まないものであることから、中小企業者の負担は大きなものがあります。したがって、中小企業信用補完制度の面でも、この点に着目し、十分な配慮が必要とされるところであります。

第二に最近の中小企業者の資金需要の大口化傾向に対処することになります。近年の中小企業を取り巻く諸環境の急速な変化に対応するため、中小企業者は、現在、構造改善の推進、設備の近代化、合理化等、従来に増して努力を行なうことが要請されており、その必要資金はますます増大いたしております。したがいまして、中小企業信用補完制度の面でも、保険限度額の引き上げを行ない、こうした情勢に対処することが必要となつてまいります。

本改正法案は、以上御説明申し上げた考えに基づき提案いたしたものであります。次にその概要を補足して御説明いたします。

円から一千五百万円に引き上げられておりますが、今回、中小企業者一人当たりの限度額を二千五百万円、組合の場合は五千万円に引き上げ、中小企業者の資金需要の大口化傾向にこたえようとするものであります。

また零細中小企業者向けの特別小口保険につきましても、現行の五十万円を八十万円に引き上げることといたしております。その他保険制度の対象となる金融機関につきましても、従来は法律に基づいて一々限定的に定めていたやり方を改めて、政令で必要に応じ追加指定できることといたしております。さしあたって追加するものとしては、信用協同組合連合会を考えておりますが、中小企業者の金融機関の利用状況に応じ、必要なものは逐次追加をしてまいりたいと考えております。

以上この法案につきまして、簡単でござりますが補足説明をいたしました。

何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(川上為治君) 以上で説明の聽取は終りました。
この際、おはかりいたします。
産炭地域振興臨時措置法等の一部を改正する法律案につきましては、便宜石炭対策に関する小委員会において審査をいたすことにして、存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(川上為治君) 御異議ないと認め、
う決定いたしました。
暫時休憩いたします。
午前十時二十一分休憩

保険の対象資金については、通商産業省にて定められることといたしておりますが、公害防止施設の設置費、公害防止のための移転費等を定めることとしております。

第二は、最近の中小企業者の資金需要の大口化傾向に対処するため、保険限度額を引き上げることであります。また、信用保険制度の基本である普通保険につきましては、昭和四十二年に一千五百

午後一時十二分開会
○委員長(川上為治君) ただいまから商工委員会を開会いたします。
参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。中小企業信用保険法の一部を改正す

る法律案の審査のため、本日、参考人として日本貿易振興会理事島添達夫君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川上為治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(川上為治君) 午前に引き続き、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 私は、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対し若干の質問をいたしますが、その前に一点お尋ねしておきたいことがございますので、ひとつお尋ねいたします。本来ならば大臣ですが、大臣はきょうは都合が悪いようになりますので、ひとつお尋ねいたしました。本来なでございまして、中小企業庁長官でけつこうでござります。

いろいろと三、四月の危機がささやかれておりまます中で、いよいよ中小企業はまさにやみの谷間にござりますというふうな状況でござります。

（スタミナの弱い中小企業を得意先としておりまする相

互銀行や信用金庫、この筋では、一部には三、四

月の危機は史上空前のものである、やはり三、四

月には企業倒産がぐっと増大するであろう、こう

いうことで警戒警報が発せられておるやに聞いて

おります。まことにこれは不気味なことだと思ひます。一方消費者はといえば、この消費者を取り巻く環境、すなわち物価の値上がりといふもの

は、非常にその後も慢性的に値上がりといふな

結果を続けておる。消費者にとって春の空を見

るということはまさに今日では困難なことだと思ひます。特に流通部門に携わっておる商工業者、これは非常に大きな影響があるのでなかろうかと思うのです。今まで下がるであろうと思っておても、なかなか物価の値上がりは見えない、上がる一方でございますから、非常に商工業者にとつては、これまた暗雲低迷という状況であ

ろうと思います。特にこないうちで、私の郷里の新聞を見ますと、一宮、尾西方面の出機業者、これはすでに転廃業が続出しております。そうしてそれを職業安定所には転廃の相談に出かけておる

というふうな現状でござりますし、さらに津島市内におきましては、四月一日から騒音規制法が適用されますので、これまた津島地方の出機の関係ではまことに困った問題である。いわゆる騒音防

止のたてまで、いわゆる騒音公害でござりますが、こういう状況で津島地方におきまして、これは騒音防止だけでなく、やはり織維の規制問題とからみまして、昨年来非常に生産が落ちてきておる、こういうふうな傾向でござりますから、これはダブルパンチを食つたような結果でござります。この津島地方における騒音防止にて、もう機屋が近所からいろいろとあります。この建物からも、もうどうしても自分の家で出機をやるわけにはいかない。だからもうこれはやめなければいかぬだろう、こういふところも出てきておるというふうな状況でござります。こういう

三、四月の危機に対し、中小企業庁としてどのように一体対処されていかれるのか、そのお考へをひとつか聞いていただきたいのであります。

○政府委員(吉光久君) お示しのように、現在の中小企業をめぐります経済環境、非常にきびしいものがおるというふうに考えております。いま具體的に一宮、尾西方面あるいはまた津島地区といふふうな例をとられて御指摘を受けたわけでござりますけれども、確かにこの地区にとどまらず、

全国的な問題といたしまして、いろいろな面でござりますけれども、確かにこの地区にとどまらず、

承知の通りに、昨年の十月に金融引き締めの緩和を実施しておるというふうな状況であるわけ

でござります。そういうふうなことを前提に置きまして、実はこれは政府としては異例の措置であつたわけでござりますけれども、いわゆる年度末金

融対策というものを講ずることにいたしたわけでござります。例年でござりますれば、いわゆる年末追加財投というふうなことで、年末に下期全体

分の見直しを行なつてみると、いふうなことで済ましたわけでござりますけれども、ことしは御指摘のようないろいろの原因が複合して出てま

ります。同時に、景気の沈滞化という

手形サイトから見ましても、あるいはまた現金収入の関係の割合等から見ましても、あるいはまた販売代金の回収期間というふうな面から見まし

た依然として好転しておるような指標は見当たらぬわけでありまして、それだけに、やはり

中小企業者の金融に対する資金繰りといふものは非常に逼迫いたしておるというふうに考えるわけでもございまして、具体的にそらの金融逼迫といふふうなことから、現象的な問題といたしましては、政府関係三機関に対します、特に運転資金需要といふものが非常に増加いたしております。い

まお示しの織維関係のみならず、織維も相当大ききふうございますが、あるいは家電関係の下請でござりますとか、あるいはまたモザイクタイルその他陶器関係のものでありますとか、金属洋食器、合板などいうふうに、相当の業種にわたります。この場合はむしろ異例とも言えるほど十二月に

して満貨資金の大口の借り入れ申し込みといふのが出でるものが現状であります。またお話をの中にありましたように、企業倒産の件数につきましても、例年十二月一月といふのは、好況時におきましても不況時におきましても倒産件数のわりに低い月であるのでござりますけれども、この場合の場合はむしろ異例とも言えるほど十二月に

も相当高い件数でございました。一月もそうでございました。また二月におきましても前年同月に比べまして二四%増といふうな高い水準を依然として保持しておるというふうな状況であるわけ

でござります。そういうふうなことを前提に置きまして、実はこれは政府としては異例の措置であつたわけでござりますけれども、いわゆる年度末金

融対策というものを講ずることにいたしたわけでござります。そういうふうなことを前提に置きまして、実はこれは政府としては異例の措置であつたわけでござりますけれども、いわゆる年度末金

融対策というものを講ずることにいたしたわけでござりますけれども、ことしは御指摘のようないろいろの原因が複合して出てま

ります。同時に、景気の沈滞化といふふうなことが非常に強いといふうなところから、むしろ

うなことが非常に重要な問題になつてしまつたわけでござります。そういう意味から、年度末金融対策というふうなものをやることにいたしたわけ

でございます。その概要でござりますけれども、三機関に対します貸し出しワク、これはワクと

ほんから三機関のほうに指示をいたしたわけでござります。たとえば弁済期はまだきていないけれ

うなことが非常に重要な問題になつてしまつたわけでござります。そういう意味から、年度末金融対策といふうなものをやることにいたしたわけ

でございます。その概要でござりますけれども、三機関に対します貸し出しワク、これはワクと

ほんから三機関のほうに指示をいたしたわけでござります。たとえば弁済期はまだきていないけれ

ども、しかしいますぐに支払いが非常にむずかしいというふうな企業に対しましては、支払いの猶予をやるとか、あるいはまた割賦弁済いたしております場合には、弁済額につきまして減額措置をとつていく、好況になつてからさらにそれに積み増しをしていただくとかいう彈力的措置をとるようにな分配感をするよう三機関に対しても指示をいたしたところでございます。現在私どものほうには大蔵省の出先機関、日銀の出先機関等と特に主要な問題となつております業種の関係の方と、逐次懇談会を催しながら現実を開拓していくという方向での御相談をいたしております。すでに終わったところもございますし、逐次そういうふうな方向で現地で問題を解決していくといふうな方向で各機関協力し合つてこの事態を乗り切ろうといふうな方向に踏み出しておるのでございます。と同時に、これはさしあたる三月一ぱいの計画でございます。したがいまして、四月になりますれば、現在御審議いただいております予算、財投等を通じまして、新しい計画ワクが組まれるわけでございますけれども、やはり何と申しましてもいまの事態を前提に置きまして、たとえば三機関の貸し出し計画にいたしまして、上期特に四、五、六といふうなところに相当集中配分をして、この事態を克服するといふことを考へざるを得ないのではないかといふうに思つておるわけでございます。もちろんそれで足りない部分につきましては、毎年お願ひいたしております年末追加財投等によつてカバーしていかといふうなことにいたしまして、さあた

りこの三、四月あるいは五月と続くかもしれないわけでござりますけれども、そちらの景気問題等に金融的な角度からてこ入れをしてまいりたいといふうに考へておるのが現状でございます。
○近藤信一君 私がいまお尋ねしましたのはほんの一部分でござりますけれども、そちらの景気問題等はあります。しかし、これがきよらの本論ではないので、私は多くは申しませんが、やはりいろ

いろと政府の政策の失敗といいますか、誤りといいますか、そういう点から影響して倒産が危惧される点が多くあると思うんです。この前の委員会で私も申しましたように、いわゆる政府の米価政策での減反によって、佐藤造機なんといふ農業機械の大メーカーなんですが、あれが倒産して、これが関連する相当の中小企業が倒産するだろうといふことが報じられておりますし、さらに昨年來の家庭電機関係で弱電関係も相当大きな影響をいま受けている。特にいま愛知県でもいわれておりますが、年商五、六億の取引をしておる、その弱電関係もいま倒産するのではないか、こういうことがいわれておりますし、自動車が自由化になれば、やはり自動車の下請の関係が狂うということでおるのをございます。と同時に、これはさしあたる三月一ぱいの計画でございます。したがいまして、四月になりますれば、現在御審議いただいております予算、財投等を通じまして、新しい計画ワクが組まれるわけでございますけれども、やはり何と申しましてもいまの事態を前提に置きまして、たとえば三機関の貸し出し計画にいたしまして、上期特に四、五、六といふうなところに相当集中配分をして、この事態を克服するといふことを考へざるを得ないのではないかといふうに思つておるわけでございます。もちろんそれで足りない部分につきましては、毎年お願ひいたしております年末追加財投等によつてカバーしていかといふうなことにいたしまして、さあた

りこの三、四月あるいは五月と続くかもしれないわけでござりますけれども、そちらの景気問題等に金融的な角度からてこ入れをしてまいりたいといふうに考へておるのが現状でございます。
○近藤信一君 私がいまお尋ねしましたのはほんの一部分でござりますけれども、そちらの景気問題等はあります。しかし、これがきよらの本論ではないので、私は多くは申しませんが、やはりいろ

そこで、本題の信用保険制度の問題でござりますが、やはり我が國の保険制度と、それから信用保証制度といふものが制定されまして、非常に中企業に対しまする補完制度、これが年々いろいろと効果をあげてきておりまして、これについてまだ、わが国の中小企業振興に対しても寄与している力といふもの、これは私も認めるわけでござります。しかし、何といましても中小企業がいま危機に到達しておる一方におきましては、やはり自動車の下請の関係が狂うということで、工業全体については、やはりいろいろ中小企業がいま危機に到達しておる一方におきましては消費物価がどんどんと値上がりを続けておる。これは商人は高い高いといって売つておればよろしいのでござりますけれども、その加工業者が非常にいま暗礁に乗り上げておるといふうな状況もござります。これはやはり消費物を製造する加工業者、これらも非常にいま苦境に達しておる、このういう関係を考へてあわせますれば、従来問題になつました、われわれの言う工業関係でない商品部門に關する、食料部門に關する工業加工業者、こうういうところまで現在もう影響がきておるといふ状況でござりますが、こういう点について、中小企業厅として全般的に把握しておられるとは私はございませんけれども、やはり全般的な立場からいふういふうなことから、しかも普通の金融機関でござります。しかし、これがきよらの本論ではないので、私は多くは申しませんが、やはりいろ

するから、やはり今度の中小企業保険法の改正に伴つて、若干のいま関連した問題でお尋ねしたわけでございます。
○近藤信一君 保険公庫の保険準備基金でございますが、やはり我が國の保険制度と、それから信用保証制度といふものが制定されまして、非常に中企業に対しまする補完制度、これが年々いろいろと効果をあげてきておりまして、これについてまだ、わが国の中小企業振興に対しても寄与している力といふもの、これは私も認めるわけでござります。しかし、何といましても中小企業がいま危機に到達しておる一方におきましては、やはり自動車の下請の関係が狂うということで、工業全体については、やはりいろいろ中小企業がいま危機に到達しておる一方におきましては、消費物価がどんどんと値上がりを続けておる。これは商人は高い高いといって売つておればよろしいのでござりますけれども、その加工業者が非常にいま暗礁に乗り上げておるといふうな状況もござります。これはやはり消費物を製造する加工業者、これらも非常にいま苦境に達しておる、このういう関係を考へてあわせますれば、従来問題になつました、われわれの言う工業関係でない商品部門に關する、食料部門に關する工業加工業者、こうういうところまで現在もう影響がきておるといふ状況でござりますが、こういう点について、中小企業厅として全般的に把握しておられるとは私はございませんけれども、やはり全般的な立場からいふういふうなことから、しかも普通の金融機関でござります。しかし、これがきよらの本論ではないので、私は多くは申しませんが、やはりいろ

に、しかし何と申しましても、やはり国のそういう立場的な施策面だけでは不十分だという面もあるわけでございます。
○近藤信一君 保険公庫の保険準備基金でございますが、やはり我が國の保険制度と、それから信用保証制度といふものが制定されまして、非常に中企業に対しまする補完制度、これが年々いろいろと効果をあげてきておりまして、これについてまだ、わが国の中小企業振興に対しても寄与している力といふもの、これは私も認めるわけでござります。しかし、何といましても中小企業がいま危機に到達しておる一方におきましては、やはり自動車の下請の関係が狂うということで、工業全体については、やはりいろいろ中小企業がいま危機に到達しておる一方におきましては、消費物価がどんどんと値上がりを続けておる。これは商人は高い高いといって売つておればよろしいのでござりますけれども、その加工業者が非常にいま暗礁に乗り上げておるといふうな状況もござります。これはやはり消費物を製造する加工業者、これらも非常にいま苦境に達しておる、このういう関係を考へてあわせますれば、従来問題になつました、われわれの言う工業関係でない商品部門に關する、食料部門に關する工業加工業者、こうういうところまで現在もう影響がきておるといふ状況でござりますが、こういう点について、中小企業厅として全般的に把握しておられるとは私はございませんけれども、やはり全般的な立場からいふういふうなことから、しかも普通の金融機関でござります。しかし、これがきよらの本論ではないので、私は多くは申しませんが、やはりいろ

で、ピークが四十三年というところにあらわれておるのをござります。実はそこらの点につきまして回収が促進され、その他のいろいろの直正代弁あるいは適正保証というふうなことによりまして、逐次赤字が減つてしまつたわけをございます。二十四年度におきましては、大体七億八千万円程度というふうに推定をいたしておるわけでございまして、大体これで一応落ちつくのではないかどうかというふうなことで考えておるのでござります。四十六年度、実はこれは五億円だけごとに計上してござりますけれども、これは実はこの五億というのは、公庫の責任準備基金の中に積み立ててまいりというふうなことにいたしておるわけでござります。過去におきまして、実は三十七年、三十八年、三十九年、それから四十年まで、四十一年も一部ござりますけれども、毎年この責任準備基金を積み立てておったわけでございまして、過去の最高の時点におきましては、約一年間に十二億というものを積み立てた時点がございます。それを四十二年度以降の赤字に転化いたしましたときに、まず責任準備基金を取りくずし、さらにそれでも足りないところを政府出資の形で保険準備基金として政府が逐年四十三年以降準備基金を出資するというところで現在までカバーいたしておりますわけございまして、結局過去の累積赤字がだんだんとそれが鎮静化してまいりました、こういうふうなところまで現在やっと至つたといらのが現状でござります。

○近藤信一君 これは保険準備基金ということで五億円が推定されておるわけでござりますね、いまの御答弁からいきますと。しかし、中小企業者からこれを簡単に見ますと、保証協会の自主的改善措置という名のもとに、いわゆる嚴重な選別をやつておるんじやないか、その選別保証がこういう結果になつてあらわれてきているのではないのかと、こういうふうにも勘ぐつて考える向きがあつたと思うのですが、その点はどうでしょか。○政府委員(吉光久君) この赤字がピークでございました四十三年、四十四年当時におきまして

は、一部行き過ぎの問題も、いま御指摘のようになります。ただ現実にやつております措置そのものは、実は金融機関が自分の金融量の情勢に基づきまして金を貸し、同時に保証協会から保証を取るというような、そういうふうな運用等が行なわれた時期もあるようです。あるいはまた金融機関自身で、中小企業者のほうのいろいろの条件等を無視いたしまして、早目に代理弁済を請求してしまったことがあります。そういうふうな事態もあつたようござります。そこらの姿勢を正してまいるといふことがます必要ではないだらうかというふうなことから、適正保証の問題でござりますとか、あるいは直正代弁の問題でござりますとか、いかうふうなことについて、金融機関あるいは保証協会のほうに協力を依頼いたしておつたわけでありますけれども、昨年の下期以降どんどんこの保証の伸びはふえてまいつております。そういうふうな状況から見ますと、特に選別して押えておるというところまでまさにいつております。そういうふうな状況から見て、これまでに見込まれておるわけでござります。同時に、昨年の下期以降どんどんこの保証の伸びはふえてますと、すでに見込まれておるわけでござりますが、この保証の伸びにつきまして、四十五年度、本年度につきましては、昨年の二七%くらいの上昇がなつたわけでござりますが、さらにいろいろ諸情勢を判断いたしながら保険料率そのものの基本的な問題についても十分検討いたしていかなければならぬと考えております。

○近藤信一君 保証協会は、保険金の支払いを受けた債権について、これは回収のあつた場合に、

その一定割合というものを公庫に納付することになつていますね。このために保証協会から、管理回収費用の一部を、受益者である保険公庫においても当然負担すべきであるとの要望があるわけでございます。そこで、信用保険協会の求償権管理制度といいますか、回収事務の一そでの充実をはかりたいためには、やはり還付金制度というふうなものを考えるべきじゃないかと思うのですが、この点はいかがですか。

○政府委員(吉光久君) 私ども基本的に御趣旨のとおりだといふうに考えておるわけでござります。したがいまして、予算折衝その他を通じまして、そういう還付金制度の創設といふうなことについて努力をいたしておるわけでござりますけれども、いまだ残念ながらその実現を見ていよいのが現状でござります。しかしながら、基本的な方向としてはまさに御指摘のとおりでありますかと思うわけでございます。そういう意味で、実は便法といたしまして、ささいな措置でございましたけれども、これは四十四年度から行ないましたけれども、融資基金の一部を、こういう還付金制度に対する報償というふうな意味で活用をしてい

けれども、保険料率を一応算定いたします場合、大体十二年くらいの長期にわたって保険料がこれでいいかどうかといふうな検討の上で保険料率が求められておるわけでございます。過去におきましたでも保険料の引き下げということを行なつた時期もござります。たまたま、先ほど來のようになります。ただ現実にやつておりますでは二十億円といふものをお當いたしておるわけでございます。長期間的な問題としまして、基本的にはいまの御指摘のとおりだと、こういうふうに考えております。それで、たまたま、今ほどのうちに五十一ござります。だから四十五年度におきましては二十億円といふものを充當いたしておるわけでございます。長い間のとおりだと思うのです。こうしたアンバランスをなくしていくために、たとえば保証料が一・〇のところ、それから一・五三%のところ、これらはアンバランスになつておる。要するに、これはその地域地域によって違つわけでございますが、しかしこれは各県の中小企業者から考えてみると、何が統一したものであるならば、なおますと、何か統一してちょっとお尋ねしておきまます。ただ、そういう声もあるわけでございますが、この地域差のない形にはなかなかできないものかどうか。また、そういうことについてあなたの方は何から考え方を持っておられるのかどうか、そういうことについてちょっとお尋ねしておきまます。

○政府委員(吉光久君) すでに申し上げるまでも

ないと思うわけでござりますけれども、現在、先ほどのお示しの五十一協会ができましたその歴史と申しますよ、非常に古くからできていると

ころのものと、まだ成立後それほど期間がたっていないといふうなもの等がございまして、そういう関係で、あるいはまたこれが地方自治体の

持つておりますいろいろの行政といふ問題ともからみ合つております。協会によりましてその基盤、あるいは都道府県の応援のしかた、その他等いろいろまちまちでございます。そういう関係から、協会ごとのいろいろの差といふうなもののが出ているわけでございまして、決してこれが好ましいことだといふうには考えていないわけであります。やはりこういふうな中小企業者に対する一

いつときにも比へまして、この協会間の格差といふものは、御承知のようにだんだんとその幅は少なくなつておしまして、現状におきましては大半の協会が一・二七%、これは日歩三厘五毛に相当するわけでござりますけれども、それから一・四六%、四厘に相當いたします。三厘五毛から四厘の間に大半の協会が現在入つてゐるというふうな状況で、平進化の方向には向かつてゐるわけでござります。これは信用保険公庫との関連におきまして、実は保険公庫の融資金も、融資いたします場合に特に保証料率の高いところを、これを低いほうに持つておきますよう、融資基金の配分にあたりまして、料率の高いところを低くするといふ意味でいろいろと努力いたしておるところでござりますし、また、これは将来とも積極的にやらなければならぬ問題である、こういうふうに考えております。

○近藤信一君 このことは前の改正のときにも私たちはそういうことをお尋ねしておしまして、何とかなつて当局も考えていくこうということでおございましたが、一向まだ改正をされておりません。

次に、今度の改正で公債規制ができるわけですが、

○近藤信一君 このことは前の改正のときにもお尋ねしておきました。何とかな
はそういうことをお尋ねしておきました。何とかな
当局も考えて、こうと、うございました。
が、一向まだ改正をされておりません。
次に、今度の改正で公害関係ができたわけですか
ざいます。公害関係の保証については、すでにあ
う三十二の協会において実際行なっております。
そこで、今回の中止によりまして、公害防止保険
が創設されると、具体的に一体どれだけの保証限
度額の引き上げとなるか、そのことについてどうい
うふうに進行しておるのか。この点はいかがです
か。

○政府委員(吉光久男) 従来保証協会で、御指摘
のように、たしか三十二協会がこういうふうな制
度を独自に持っているものがあるわけですが、す
すけれども、保険公庫との保険関係におきまして
は、普通保険として保険関係が契約されておる
いう状況になつて、いるわけでござります。
したがいまして、この制度が創設されることによ
ります効果でございますけれども、まず第一は、
は、別ワクといたしまして二千万円、これは普通

の保険とは別ワクで二千万円、組合の場合にあります。ましては四千万円という限度まで保険が活用できることになります。この投資は非生産的なところに投資するといふことになります。これは別ワクで二千万円の保険につきましては、保険料率につきましては、普通の保険料率よりもより安く――大体普通の保険料率は御承知のように日歩一厘一毛でござりますけれども――大体一厘八毛程度くらいまで、これはまだ決着を見ておりませんけれども、できるだけ安い保険料率をきめたいというふうに考えておるところでございます。したがつて保険公庫と保証協会との間の保険料率が、そう安くなる保険料率の引き下げというふうなことにも効果がありますれば、自然これは中小企業者のほうに対する保証料率の引き下げというふうな状況が出てまいりというふうに考えておられます。

それから、現在やつております三十二協会のやつております公害防止保険の制度の内容を見てみますと、大体五百万元程度のものが中心でございまして、高くて一千万元というふうな状況であるわけでござりますので、したがいまして、保証協会側にとりましても、また中小企業者側にとりまして、この限度二千万円というのは、やはり効果があるのでないであらうか、このふうに考えております。

○近藤信一君 個人で今度は二千万円、それから組合で四千万円と、こういうことですが、たゞいまばこれが協同組合で一つの共同した公害防止をつくるなどいうときには、各個人が二千万円ずつの融資を受け、その上、組合が四千万円受ける。組員五人ならばしたがつて一億四千万円と、ことになります。

○政府委員(吉光久君) 個人が借り、また組合が借りるといふふうなことでこういう保証を受けたいということであれば、いま御指摘のとおりのことになります。

わざでござりまするから、資金の回収には私相當期間を必要とするんぢやないかと思うんです。協会の保証なり保険も、したがつて長期であることがあります。通産省では、この期間というものをどうぞ長い年限が適当であるうと考へておられるのか、この点はいかがですか。

○政府委員(吉光久君) 確かに公害防止投資につきましては、その施設が大口化し、また長期においていつたつて借用するといふようなものが多いと思うわけござります。したがいまして、この公害防止関係の保証の期間といふものにつきましては、さきのだけ長期になるということを前提に置いて、いろいろな保証関係を考えていかなければなりません。いいうふうな考え方でおるわけござります。現実に保証期間は——金融機関から金を借ります場合、これは金融機関側のビービアにもよるるけれどござりますけれども——こういう設備資金についてできるだけ長期の融資をしてもらいたい、こういうふうに私ども期待をいたし、同時にまた大蔵省を通じまして金融機関にもそういう要請をいたしたいと思うわけでござります。で、金融機関のほうでそういう意味での長期、たとえば三年、五年、あるいは五年をこえるものといふふうなるところの融資といふふうなことになれば、当然に保証期間もそれに伴つて長くなつてまいるということになるわけでござります。したがいまして、私どもはやはりこういう投資の重要性あるいは持つております問題等にかんがみまして、一般金融機関サイドに對しまして長期の融資をするということを特にこの際期待をいたしたいと思つておるところでございます。一般的な問題といたしまして、現在、保証協会の保証内容の中で、設備資金の割合がだんだんといまふえつつござります。その中で特に長期保証のことについて見ますと、これは全体のシェアでござりますけれども、三十九年中で三年超の長期保証のシェアが四・八%、四十年度で五・七%というふうなシェアでございましたけれども、これが四十四年度には一四・四%、

れから四十五年度、これは上期の集計でございま
すけれども、一六・九%というふうに、数値にこ
の長期保証のシェアがあふえておりますことは、結
局從来いすれかといえば運転資金について保証を
求めておったところから、むしろ設備資金につい
て、これは当然に保証期間を長期化するものだと
思うわけでございますけれども、長期三年超の
シェアがだんだんふえてまいってきてる、こう
いう状況でございます。もちろん長期保証とい
ふうなものにつきまして、ただそれぞれの信用保
証協会の力だけにまかしておくということでは、
なかなか促進できないわけでございますので、し
たがいまして、保険公庫の融資金の運用につきま
して、その中に長期保証促進特別貸し付け、こう
いう制度を設けておるわけでございます。これは
本年度約五十億円というものをこれに充当いたし
ております。こういうふうな融資金の分配につき
まして、やはり長期保証が可能になるよう、信用
保証協会のほうにも積極的に融資金の分配等を通
じて助長をはかつてまいるということが必要であ
らうかと思つております。

その点について何か検討されたことござります

か。

○政府委員(吉光久君) 確かにお示しのよろに、だんだんと新しい産業分野が発生しつつございま

す。特に農村の近代化その他と関連して、新しい

産業部門というふうなものもまた出ております。

あるいはレジャー部門その他等についても新しい

産業形態が出ておるわけでございまして、現行の

保険対象の業種につきましては、だいぶ前にきめ

られてからまだ再検討が加えられたことがないよ

うでござります。したがいまして、この信用保険

法の改正を機会にいたしまして、この対象業種に

つきまして、全面的な洗い直しをしてみたいといふ

ことは追加する方向で洗い直してみたいといふ

ことから、地方公共団体、信用保証協会あるい

はその他関係の業界等につきまして、積極的にい

ま意見の聴取を行なっているところでございまし

て、いまの時代にふさわしい新しい業種がどんど

ん出ておりますことを前提に置きまして、この対

象業種、これは政令でございますので、積極的な

見直しを行ないたいというふうに、いま現在準備

を進めておるところでござります。

○近藤信一君 私、この前もこの点についてい

るいろいろとお尋ねしましたから、あまりくどく申

しませんが、最後に、保証協会の業務の全国的統

一といふうなことですね、さつきも料率の問題

を言いましたが、全国的な業務の統一をはかつて

いつて、そうしてもっと簡素化していくといふ

うなことを考えていかなければならぬと私は思

うのですが、それから保証料率につきましても、先

ほども申しましたように、引き下げの方向へ推進

が私は適当じやないかと思うんですが、この点はいかがですか。

○政府委員(吉光久君) お話をとおりだと思うわ

けでござります。私どももいま保証協会の業務問

題につきまして、おあたり昨年から経理基準に

ついての統一をはかったわけでござります。しか

し、手続面その他につきましてもまだ簡素化

し、同時にまた全国的に同じルールでやっていく

ということ等、必要なものが多く残つておるうか

と思ひます。御趣旨を体しまして、積極的にそう

いう方向へ一步でも前進をいたしてまいりたいと

考えます。

○近藤信一君 これも、やはり先ほど言いました

ように、各地において比較的簡潔に手続ができるよう

に私聞いておるんですが、これもあるたのほうで

統一的な方向で指導していく、こういうことでひ

とつ今後やつていただきたい、こうお願ひしま

して、この点については私の質問を終わります。

○近藤信一君 まあ最近におきまして調べましたものは昭和四

十五年末で、これはコンブ加工業の中で一番主要

なつくだ煮製造業でござりますけれども、これに

つきまして調査を行ないましたが、やはり昭和四

十年に粗利が約二〇%ほどありましたのが昭和

四十五年には約一〇%にダウンをしていました

といふ実態になつております。また小売り価格は

昭和四十年を一〇〇%といたしますと、昭和四十五

年に一五八・九%というかなりの値上がりを示

しておる。そこで私は具体的にきょう

水産厅にお尋ねしたいことは、私たちよどう四十二

年十二月にも水産厅にお尋ねしたわけでござい

ますが、コンブの問題でござります。これはコン

ブの取り扱い業並びに加工業者の実態について若

干お尋ねするわけであります。いま申しましたよ

うに、本委員会で私が昭和四十二年にお尋ねし

た。そのとき当時の漁政部長だった岩本さんは、

これは至急一ぺん調査します、こういうことでございましたが、それから保証料率につきましては、昭和四十二年目を迎えるわけ

でございますが、加工業者それから取り扱い業者

の実態といふものについて御説明が願いたいので

あります。というのは、やはり調査するという岩

本部長の答弁がございましたから、その点をまず

お尋ねいたします。

○説明員(田中慶二君) コンブの生産でございま

すが、先生御承知のように、コンブの加工業者約

八百ほどございますが、これがいすれも中小企業

といふよりも零細企業でござります。しかも、ま

たその製品が多種多様にわたつております。

常に複雑多岐な様相をしております。ことに一方

におきまして、やはり農産物、特に豆類を原料と

するつくだ煮を兼業しているそういう企業がご

ざいまして、なかなかうまく調査の方法等ができ

ませんで、また随時聞き取り調査によつて実態を

フォローしていくふうなことでやつてしまつま

った次第でござります。十分な調査ができるてお

りませんことをおわびを申し上げる次第でござい

ます。

まあ最近におきまして調べましたものは昭和四

十五年末で、これはコンブ加工業の中で一番主要

なつくだ煮製造業でござりますけれども、これに

つきまして調査を行ないましたが、やはり昭和四

十年に粗利が約二〇%ほどありましたのが昭和

四十五年には約一〇%にダウンをしていました

といふ実態になつております。また小売り価格は

昭和四十年を一〇〇%といたしますと、昭和四十五

年に一五八・九%というかなりの値上がりを示

しておる。そこで私は具体的にきょう

水産厅にお尋ねしたいことは、私たちよどう四十二

年十二月にも水産厅にお尋ねしたわけでござい

ますが、コンブの問題でござります。これはコン

ブの取り扱い業並びに加工業者の実態について若

干お尋ねするわけであります。いま申しましたよ

うに、本委員会で私が昭和四十二年にお尋ねし

た。そのとき当時の漁政部長だった岩本さんは、

これは至急一ぺん調査します、こういうことでござ

いましたが、それから保証料率につきましては、昭和四十二年目を迎えるわけ

でございますが、加工業者それから取り扱い業者

の実態といふものについて御説明が願いたいので

あります。というのは、やはり調査するという岩

本部長の答弁がございましたから、その点をまず

お尋ねいたします。

○説明員(田中慶二君) コンブの生産でございま

すが、大体二万トン前後になるのではないかとい

うふうに見込まれておる次第でございます。

まあ最近におきまして調べましたものは昭和四

十五年末で、これはコンブ加工業の中で一番主要

なつくだ煮製造業でござりますけれども、これに

つきまして調査を行ないましたが、やはり昭和四

十年に粗利が約二〇%ほどありましたのが昭和

四十五年には約一〇%にダウンをしていました

といふ実態になつております。また小売り価格は

昭和四十年を一〇〇%といたしますと、昭和四十五

年に一五八・九%というかなりの値上がりを示

しておる。そこで私は具体的にきょう

水産厅にお尋ねしたいことは、私たちよどう四十二

年十二月にも水産厅にお尋ねしたわけでござい

ますが、コンブの問題でござります。これはコン

ブの取り扱い業並びに加工業者の実態について若

干お尋ねするわけであります。いま申しましたよ

うに、本委員会で私が昭和四十二年にお尋ねし

た。そのとき当時の漁政部長だった岩本さんは、

これは至急一ぺん調査します、こういうことでござ

いましたが、それから保証料率につきましては、昭和四十二年目を迎えるわけ

でございますが、加工業者それから取り扱い業者

の実態といふものについて御説明が願いたいので

あります。というのは、やはり調査するという岩

本部長の答弁がございましたから、その点をまず

お尋ねいたします。

○説明員(田中慶二君) コンブの生産でございま

すが、大体最近におきましては北海道を中心とい

うふうな結果を私は招くと思うのですが、その生

産が減ってきたということは一体どこに原因があ

るのか、この点御説明願います。

○説明員(田中慶二君) コンブの生産でございま

すが、先生御承知のように、コンブの加工業者約

八百ほどございますが、これがいすれも中小企業

といふよりも零細企業でござります。しかも、ま

たその製品が多種多様にわたつております。

常に複雑多岐な様相をしております。ことに一方

におきまして、やはり農産物、特に豆類を原料と

するつくだ煮を兼業しているそういう企業がご

ざいまして、なつからまい調査の方法等ができ

ませんで、また隨時聞き取り調査によつて実態を

把握していこうというふうなことでやつてしまつま

ります。ところが昨年におきましては、道東のほ

う、あるいは利尻、礼文のほう等におきまして、

たしまして三万トン前後の生産があるわけでござ

ります。ところが昨年におきましては、道東のほ

うふうに見込まれておる次第でございます。

○説明員(田中慶二君) コンブの生産でございま

すが、大体最近におきましては北海道を中心とい

うふうな結果を私は招くと思うのですが、その生

産が減ってきたということは一体どこに原因があ

るのか、この点御説明願います。

○説明員(田中慶二君) コンブの生産でございま

すが、大体最近におきましては北海道を中心とい

うふうに見込まれておる次第でございます。

○説明員(田中慶二君) コンブの生産でございま

年間の統計をすつと見まして、これはとんど三万トン内外ですね。多いときには三万七千トン、これが昭和四十年來一番多い、その次が三万一千トンが二番目で、あとは三万トン切れておるというような状況もあるわけなんでございます。一体いつになつたら実際これ需要に応じるだけの供給ができるかどうか、この見通しはいかがですか。

○説明員(田中慶二君) コンブの需給関係について見てまいりますと、いまお話をございましたように、大体四十一年から四十四年まで三万トン、多いときで三万五千トン近くまでの生産があつたわけでございますが、この間、価格は大体おおむね安定していいたと、こう見えることができるのではないか。たとえば日銀の卸売り物価指数で見ましても、四十一年を一〇〇といいたしますと、四十四年は一一といいう程度でございます。したがいまして、まあこの程度の供給があれば、多少の需要の伸びを見込みましても、需給は安定をするのではないかというふうに私どもとしては考えておるわけでございます。したがいまして、私どもいたしましては少なくとも四万トン程度の生産を国内で確保いたしたいということ、養殖を中心といたしましてそれの生産増強につとめておるわけでございます。実は先ほどお話をございましたように、五年後に四万トン以上確保すると前に申し上げたのでございますけれども、当時北海道においてます道府の関係の皆さま、あるいはまた生産者の熱意から見まして、当時いたしましてはその種度は達成ができるのではないかといふうなことから、そのように申し上げたのでござりますが、いかんせん現実の問題といたしましては、本年度は灾害もございましたけれども、半分の二万トンを少しこえるというふうな実態に終わりましたことは、まことに遺憾に存する次第でござります。しかしながら、その後さらに私どもいたしましたのは、実はこの四十五年度以降でござります。ましては計画を詰めまして、現在の生産計画を立てておりますところによりますと、五十年におきまして北海道で三万五千五百トン、このうち天然のものが三万一千トン、養殖四千五百トン、そして

て東北その他を含めまして全国でおおむね三万七、八千トンを確保するというふうなことで、どうにか需要を満たすようにしてまいりたいといふうに考えておる次第でございます。

○近藤信一君 いまもすつと申しましたように、昭和三十年から四十四年まで、この十五年間のこの統計を五年ごとに計算いたしましたると、三十年から三十四年まで、これは二万八千八百九十三トン、それから三十五年から三十九年まで、これが二万八千二百六十三トンというふうに、非常に低いですね。で、この養殖事業をやつて満たす、こう一二万七千六百三十七トンと、こういふうな統計になりますし、やはりいろいろと苦労しておられることは私もよく認めるわけであります。しかし、この当時の生産計画といつもののが、養殖では七百トントンから、本年度の計画を見ますと四百四十一トンと、こういふうに改定されております。これはざつと減らしておる。ところがこの四百四十一トンもこの四十五年度の養殖ではむずかしい、私が調べたところによるとまあ百トンがせいぜいであろう、こういうことでございまするから、養殖のこの実績といつものは、私はこれは信用できないのじゃないかといふうに思ひます。養殖の実態について。

○説明員(田中慶二君) コンブの養殖につきましては、北海道におきまして、四十年ごろから試験的に開始をされたような次第でござります。そして國が積極的にあるいは計画的に助成を開始しましたのは、実はこの四十五年度以降でござります。そして現在の四十五年から四十八年度までの計画を立てまして、少なくとも養殖では、そういう養殖施設を敷設いたしまして、二年たちませんとコンブができませんので、結局五十年にその成

果があらわれるわけでござりますけれども、先ほど申し上げましたように、四千五百トン程度の生産は確保いたしたいといふうに考えておるようになります。なお四十五年度の養殖実績は、ただいま先生のお話がございましたように、昭和三十年までいろいろ國のほうでも検討いたしました、これでいけるという自信を持ちました。結局四十六年、四十七年、四十八年の三ヵ年の計画をもちまして最終的に四千五百トンの生産をはかつていただきたいといふうに定めたものでございましたけれども、まだ最終的にはわかつておらずませんが、百トン程度の実績になるのではないでありますけれども、水産厅といたしましては、この改善事業といつものは非常にむずかしくて、これはなかなか当初の計画どおりできていません。それは私もよく認めるわけであります。しかし、この結果になりました、はなはだ遺憾に存じておるわけでございます。そういうことが重なりましてこういう結果になりました。はなはだ遺憾に存じてしましましたコケムシといいますものが寄生いたしました。これは四十五年の一月の暴風雨により施設が損壊をいたしましたこと、それからまた本年度におきましてコケムシといいますものが寄生いたしました。そこで、この病害等、特異な現象に遭遇したのでござります。そういうことが重なりましてこういう結果になりました。はなはだ遺憾に存じておるわけでございます。なおコケムシにつきましては、今後十分に早急に研究をいたしまして、これの防除の体制を確立をしてまいりたいといふうに考えておるところでございます。

○近藤信一君 いま御答弁ありましたように、最終年度を昭和五十年度に置いておられるわけでございますが、ちょうど当初から計画変更しなければならないといふことであるし、またその予想どおりいかないといふうことになりますと、私は最終年度の四千五百トンといつものは、非常にあやぶまれるといふことを、いまから私は危惧するばかりぬといふことであるし、またその予想どおりいかないといふことになりますと、私は、そしてコンブの業界の安定といつものそれをはかつていくべきじゃないか、こういう私は考えをもって、ぜひともこれを実行してまいりたいといふうに考えておるところでございます。

○説明員(田中慶二君) 沿岸の漁業対策で非常に苦慮しておられることは私もよく知っておりますし、沿岸の採取業者がうまくいくように何とか一体的にコントロールして供給が不足する、こういう状況に私は相なるかと思うのですが、供給が不足するといふことは、先ほども私が中小企業厅に言いましたように、物価が上がっておる現状として、小売店に對して供給が不足する、これが上がつていいが上がるといふことにも考えるわけですが、やはりコンブの小売り値段といつものは上がつていく、上げざるを得ない。こういう状況に私は上がつていいが上がるといふことになります。そして上がらなければいいけれども、加工業者としては非常に営業がやりにくい状況に追い込まれるわけです。そしてかつては一番上等の白口元搾といいますか、この値段は六万円くらいしておった。それが現在では三割も

は、私は、水産庁としてもこれをどう指導して
いったらいいか、いわゆる生産についての指導、
そして業界の安定をどうはかっていくか、こうい
うことを私非常に心配するわけですが、この点は
、なかなか。

○説明員(田中慶二君) ただいまお話しのように、いわゆるコンブの問屋取引におきます価格は、かなりの上昇をしておるわけでございます。特に上質のコンブについてその上昇率が高いといふふうなことがいわれるわけでござります。そういう上質コンブの需要量も、このところ微増というような形でござりますけれども、相当の程度伸びていくのではないかとうふうに思われるわけですが、さういふことがござりますが、こういう上質コンブを、いわゆる建築事業等によります天然増殖で増殖をいたしまして、とともに、特に養殖によりまして上質のコンブをねらいまして、これを確保していくたいということで考えておるわけでござりますが、私どものほうの計画といたしまして、こういう上質コンブの需要量は、四十五年におきましては六千百トントンくらいではないか、それが五十年におきまして八千トンと見込みまして、これを現在におきましては、ことしは減産をいたしましたけれども、これが天然増殖等によりますが、これを五十年におきましては、やはり天然のものは五千三百トン、養殖が三百八十一トンといふふうな計画をしておったわけでございますが、これを五十年におきましては、やはり天然のものは五千三百トンで抑えましても、全然増加をしないで抑えましても、先ほど申し上げました養殖施設を増加することにて、そういう需要にどうにか見合っていくといふふうに考えておるよう次第でございます。

じるでございましょう。そして銅料はぐつと高くなってきておる。その高いものを加工業者は問屋から仕入れなければならぬと、こういうことになりますし、コンブのわが国における生産が何年たっても絶対量を満たすわけにいかないということがなってきますると、私が昭和四十二年のときにも質問いたしましたように、需要を何とか満たすだけの処置を政府としては考えていかなければならぬのではないか。ところがいま国内では、いま御答弁がありましたような情勢で、なかなかそぞう絶対量を満たすだけの採取ができるない。こういうことになれば、やはり業界がしばしば水産厅に陳情しておられるように、輸入を考えいかなければならぬのじゃないかというふうに私は思うのであります。特にコンブ業界の方々は、もう長い間ずっと毎年水産厅にソ連コンブを輸入したらどうだ、足らず前だけでも輸入したらどうか、こういうことで毎年陳情しておられるわけです。昨年の陳情書もここにあるわけでございますが、そういうふうに陳情をしておられるけれども、水産厅としては、やはり沿岸漁民、零細漁民の保護というたてまえから、それはできないのだ。こうじふことを先回も、四十二年のときも言っておられます。一万四千戸世帯の採取業者がおるんだから、これら問題を考えていかなければならぬ。私もこのことは痛切に思つております。やはりこの採取業者の立場、これは私はこの前もしばしば申しましたように、少ないところ大せいの人が取らなければならぬということになると、ますます苦しいのじゃないか。そうすれば、これはもうどうしてもないものを満たすといふことになれば、輸入にこなれはいくしかよろがない。こういうふうにころううと考えてござりますけれども思いますが、あなたのほうで取つて輸出してやるから、もう無理に取るなど、こういうふうなことで、日本の採取業者の方が取れなくなるような危険性があるから、こ

れはなかなかおおいそれとは輸入できないと、いうふうなことをこの前も御答弁されたわけですが、今日はあなたの考え方の方はいかがですか。

○説明員(田中慶二君) 従来の経緯につきましては、先生の申されるとおりでございまして、水産庁といたしましても、その従来どおりの考え方を現在においてはまだ変えておらない次第でござります。

○近藤信一君 私昨日三越に行つてあの塩コンブをずっと調べてきましたが、薄っぺらい、昔はくずのようなコンブがいま百グラム二百円ですよ。前ならあんなコンブ食べないんです。ところが、そのコンブがいま二百円しておるんです。なぜそういうふうにコンブが高くなつてきておるかといふと、やはりこれは加工業者を満たすだけのコンブがない、ないからこういうふうになつてきておると私はまあ見てきたわけでございます。一握りが二百円なんですね。あの薄っぺらのコンブ。昔なら使いものにならぬようなコンブですよ。私きちんと手に取つて買ってきたんだから間違いないんだがね。やはりそういういまの政府の一つの重要な課題である物価対策上からいっても、私は、この輸入といふものが問題になり、話題になつてくるんじやないかと、こういうふうに私考えるわけでありますが、なかなかこの問題は、この前の答弁を見ますると、領土上の問題やいろいろあるんだと、こういう御答弁をされておるわけでございます。やはり私は、どうしても日本の業者が魅力を持つておるのは、前の樺太、いまのサハリン産のコンブが分厚くていいコンブである、だからこれにどうしても魅力を持つて、まあ昔の夢が忘れられぬといふこともあるでしょう。だから業界はどうしてもこのサハリン系のコンブがほしいということです、毎年、毎年でなくて毎月ぐらい代表の方があなた方のほうへ行つていろいろとお願いをしておるそうです。さするけれども、やはりこれは私がここで「どくどく」言わなくとも、あなたのほうはそれはよくおわかりだと思います。それで、こうい

う業界の切なる陳情から、あなたの方のほうでは、樺太でコンブが取れるなら韓国でもあるんじやないかということだつたそでござりまするから、昨年の十二月にわざわざ業界の人が韓国へ行つた。韓国へ行つてみましたところが、韓国のコンブといふものは、もうこれはコンブぢやないんだ、これはワカメにひとしいようなもので、これは全然使いものにならないコンブだ。これではもうしようがないからと一二ことで、せつかく行つたけれども、見ただけで帰つてきた。もうそれも数量もわざか二十トンだけで、二十トンだけでも何とかひとついのならほしいといふことで、出かけられたわけなんですね。あなたのほうでは、どういうコンブが韓国にあるのか、それもよく調査せずに、まあ行つてこい、見てこいだけで、業界の人は喜んで行つたけれども、それがワカメみたいなコンブで、全然これは使いものにならなかつたということだったそうでござります。だから、私は何もあるところへ持つてこいと言つんじやなくて、いま絶対難だがどうしても不足して、どんどんと値上がりをしてきておる、こういうときでござりまするから、試験的にでも若干千トンか二千トンぐらいは入れたらどうか。こういうふうに考へるけれども、私はこれ何回言つたつて、あなたのほうのお考へは同じだらうと思ひます。しかし、私がそこで考へていただきたいのは、やはりそうであれば、一応あなたの水産庁のほうと生産者と取り扱い業者と十分話し合つて、どうこれを切り抜けていくか。いまこういう生産が不足して原料高になつてきておるとき、それについては私は十分三者で話し合つたらしいと思うのですね。ただ日本のコンブ業界だけでなく、各地の、特に私のほうの中部から関西にかけて、ましては加工業者が一番いま苦しんでいるわけで、加工業者を交えて、四者で十分この点を話し合つて、どうして現在のこの窮状を打開する

か、こうこうことを私は一ぺん御相談なきつたら

いいんじないか。そうすれば、漁業者の諸君も納得するのじゃないか。現状では、業者は輸入せいい輸入せいといつてはいるし、生産者のほうではそれを輸入されたら困るからこれに反対だとい

うことで、両方が賛成だ反対だと言って、たたかで争しておるだけであつて、それじや一つの進歩が見られないと思う。だから、水産庁でこういう関係の方々を一べん集められて、そろして十分懇談されて、この打開策というものを私は考えてもらいたい、こういうふうに思うのですが、あなたのほうはそういう考え方についてどうですか。

○説明員（田中慶二君） ただいま先生からいい御示唆をいただきましたので、そういう方向で検討をしてみたいたいと思います。

○近藤信一君 これは四十二年のときにちよど
私が日ソの中小企業の貿易促進のためにソ連に
行つたときの話で、私質問したのですが、当時は
ナホトカに二千トンのコンブが倉庫にあるんだ、でもうどう
日本側が要るということになればすぐにでもうどう
のほうから輸出はできるというんですね。ソ連の方
漁業相ですが、貿易相と私が話をした問題なんですがね。
その後はどうしておるかというと、やはりソ連は国内需要といふものがありませんから、
もう採取せずにそのままになつておる。昨年ですか
か、万博になんか見本を持ってきて、こういうコン
ンブがソ連では取れるのだぞと言つたところが、
業者はそれを見て、それはいい昔のコンブと同じだ、
こういうのが入ればわれわれも何も悩むこと
がないのだということで、万博の見本を見てこそ
うソ連からの輸入に対しては熱意を持たれたわけ
ですね。そういうものに対してもやはりあなたの
ほうは十分説明をしてやらなければ私は不親切だ
と思うのです。その点どうでしようか。

○説明員(田中慶二君) ただいまお話をございま
したように、私どもいたしましても、流通の問
題、消費の問題、そういう点については十分に配
慮してまいらなければならぬところでございま
す。したがいまして、今後そういう点につきま

では十分配慮してまいります。お詫びいたします。

○近藤信一
私たちは常に注文しておきたいことは、あなたは行政指導をする立場でしょう。ただ両方を論争させていつまでもほりつておくといふことじやいかぬ、不親切だと私は思うのですよ。

これは私が言う前に、あなたのほうから行政指導をやらなければならぬ問題だと思うのです。ソ連になると、あなたたちはもうおなじく、ソ連のほうで心配され、また生産者のほうで心配されることは、いま色丹、国後から、もしソ連のコンプを輸入しようとすれば、日本でそれだけ必要ならば、北海道の人がこつちに来なくても、おれのほうで取つてやるからもう来なくていい、こういうことでシャットアウトされると、生産者の零細漁民の方がお困りになる。だから、

なたのほうの理由は、ただそれだけであなたのはうは輸入はできないといふ立場なんですね。私はそだと思うのですよ。あなた方ははきり言わぬけれども、私はそだと思う。特に自由化で何もかも全部どんどんと輸入で入ってくといふ現状で、一方そういうことがやられておないうことは、私は水産庁としてちょっと思つてゐるんじやないかと思うので、その点をもつとなたのはうで真剣に、生産者も取り扱い者も加者も全部が納得するような指導を十分にする、いろいろことを、まあ、あなたでは責任持てぬかされませんけれども、本来ならば私はきょうは水産庁の長官に来ていただきて、いろいろ長官から説明を聞きたいと思いましたがこの前も水産の長官は出でこない。長官はもうこのことからか逃げておるような私は気持ちがしてしようがないのです。本来ならば長官が出てきて、かくかの事情でこうだと。全体的にはこうしたいんだといふようなことを十分私は答弁されるべきだとうんです。この前のときも長官は出でこなかつた。今回も長官は出でこない。私は長官が何が言っているような感じがしてしようがない。そもそも、きのう私が出てこいと言つたわけじゃない。前もつでもう通告して、きょうになつた

あなたが来て、きょうは週末の何とかかんとかどう話。少しよばかなことはないと思ひます。

私は、その点ひとつ長官によく言つておいていた
だきたいと思う。以上をもつて私終わります。
○上林繁次郎君 私は、時間の関係もござります。

し、それから、きょうは本論に入る前に、中小企業の貿易振興に関する若干伺います。

います。その質問に入る前に、きょうは日本貿易振興会のほうからはどうなたかいらっしゃつておりますか。

○委員長（川上為治君） 島添参考人が来ております。

○上林繁次郎君 きょう私は理事長をお願いしなわけだけれども、どういう理由でお出になれたのですか。

○参考人（島添達夫君） 実は大事なアポイントメントがございまして、余儀なく私が参ったわけでござりますので、御了承願いたいと思います。

○上林繁次郎君 副理事長もいらっしゃると思うんですけどどちら、その点についてはいいです、御答弁なくとも。

で、問題は、こういう問題が起きてきて、長年の間にそれが明らかになった。当然責任者としてこの席に出て、そしてその実情といふものを明らかにする。そして国民にわかつてもらうといふことは、責任者として当然の姿だと、こう思います。理事長も副理事長もいながら、いまの話じゃや近藤先生の話じゃないけれども、この問題から逃しているような姿勢というものはよくない。そこで、私はそうした姿勢を改めないと、また第二の問題、第三の問題が起きないとも限らない。

うじう心配をするわけです。そこで、出られないのはやむを得ないとして、十分にちゃんとその旨を

お伝えをいただきたいと思うのです。
で、七一二年の海外市場白書が出ております。
これを通じて今後の中小企業製品の輸出振興の問題
は、二点ござる毛見にて、一つは、開拓、もう一

○政府委員(後藤正記君) ジェトロでは毎年海外市場白書といふものをつくりまして、そうして卅二年の状況を明らかにして、今後のわが国の貿易振興に資する手助けといいたしてあります。御承知のようにジェトロはほとんどが国の予算によって設立されておる特殊法人でございまして、あらゆる国の施策に沿って貿易の振興の問題か聞いていただきたい。

題、さらに最近、特に世界情勢の急激な変化に伴いまして、単なる貿易振興一点ばかりということがないに漸次ジェットロとしての——従来は輸出振興一ぱりだった方向から——態勢を変換いたしつつある次第でございます。この海外市場白書といふものの持っております意義は、そういった世界各国のあらゆる地域における市場の分析、動向等を引き得る限りの手段を尽くしましてこれを解明いたしまし、これを発表し、特に自分自身の力ではマーケットリサーチのできないそういうた一般的の業界、中小企業を中心としたそいつたところに知られる、こういった意味を持つておるものでござります。まして、毎年これを刊行いたしておる次第でございます。

○上林繁次郎君 話はわかりますが、その目的とするところは非常にけつこうだと思いますがね、その間には、ただいまいろいろな問題の点が現在必ずいぶんあると思います。その点については次へ機会として、きょうはその点には触れません。
そこで、問題に入りたいと思うのだけれども、ジエトロの職員の不祥事件でございますが、こ

が起きた。これについて警察廳を願いたいと思います。

○政府委員(高松敬治君) お尋ねの事件は、最初に警察に届け出がありましたのは昨年の十一月二十五日でございます。あとでいろいろ調べてみると、四十四年の十月下旬から七件ばかり放火事件があつたわけでございます。それで、十一月二十五日からことしの二月の十日にかけまして三回にわたつてぼやではありますけれども総務部企画課のロッカーとかあるいは書だなに放火されたというふうな事件がございました。それで、所轄の赤坂警察署で捜査をいたしておりましたところ、三月の十七日になりまして、これは日本貿易振興会の内部の職員の犯行であるということが大体判明いたしました。容疑者を取り調べいたしましたところ犯行を自供いたしましたので、現在建造物放火罪ということで緊急逮捕して、いま取り調べておるところでございます。現在まで七件のうち五件は本人が自分がやった行為であるといふように認めております。残り二件は、四十四年十月と十二月の事件は、まだそこまで申しておりますが、手口が大体同様でありますし、大体本人の犯行ではないかということで目下取り調べを進めておるという段階でございます。

○上林繁次郎君 そうしますと、犯人ですね、これは新聞にも報道されているわけですが、学歴がないということで上司から軽視されておる、こういうようなこと、あるいはそういう一つのひがみから職場を騒がしてやる、こういうようなことでこういった問題を起こしたということを自供しておるわけですね。これらの内容については誤りりますと、自分が高校卒のために外国へ行くといふような機会にもなかなか恵まれない、あるいは庶務というふうな仕事で日の当たる仕事にはなかなが配置してもらえない、そういう不満が一つ

あつた。もう一つは、この前の犯行のときにも同僚のロッカーの中から小切手一枚盗んでいる事実があるわけですが、そういうふうなこととか、多少窃盗の気持ちもあったような自供を、現在やつておるよう報告を受けております。しかし、先ほど申し上げましたように、まだきのうのうちにございまして、完全にいろいろ調べが進んでいるというところまではいっておりません。現在のこところそういうふうなことを申している、こういう状態でござります。

○上林繁次郎君 警察庁のほうはありがとうございました。そのジェットロの職員に対する労務管理のミスというか、そういう問題がぼくはあるとおもいます。またもう一面では、学歴偏重主義といいますか、そういった傾向の中で生まれてきた事件ではあります。そういうふうに考えられるわけですからどうも、この点どうですか。

○参考人(鳥添達夫君) ただいま先生から御質問ございました所についてお答え申し上げます。ジェットロにおきましては、現在、国内、海外入国しまして職員が総計八百二十七名おりまして、そのうち国内に大卒が四百四十一名、高卒が三百三十九名、合計五百七十一名でございます。海外駐在員としていたしまして、総計二百五十六名、そのうち大卒が二百四十九名、高卒が七名でございます。女子職員は海外にはおりませんで、国内で百三十二名でございます。男子職員のみをとりますと、総計二百九十五名おりますが、そのうち国内で大卒が四百一名、高卒が三十八名でございますが、そのうち現在海外赴任の経験を持っている者は一名でございます。それから海外におきましては二百五十六名のうち大卒が二百四十九名、高卒が七名でございます。したがいまして、比率から申しますと高卒を必ずしも冷遇しておりますとか差別しておりますとか、そういうことはわれわれとしてはない、というふうに考えております。ただ、たまたまボストンその他につきまして不満を持っておったといふ事実はあるいはあつたかと存じますけれども、

高卒を特に冷遇しておるとか、そういうことはございませんで、今回の事件につきましても、本人の年齢その他から考えまして、大体三十前後の者を派遣するという原則にいたしておりますので、将来においてそういう機会もあるというふうにわれわれは考えておりましたので、特に本人を冷遇しておつたと、そういうことは私どもとしてはないと、ただ本人が非常に思い過ごしをいたしまして、差別を受けていると、そういう感じをあるいは持つたかと存じますが、その点につきましては、われわれが本人とよく話し合とか、そういうことがござりなかつたんではないかと、そういう点について深く反省しておるところでございます。

○上林繁次郎君 そこまでお答えがありますと質問が続けにくいのですが、一応いまのお話によるると、労務管理にはミスがないと思うと、また大学偏重というような面もないと、こういうふうに聞こえるわけです。なければこうだと思うのですが、しかし、こういう問題が発生しておるということは、これはもう現実の問題です。幾らあなた方が管理にミスはない、それから大学偏重ではない、こう言つても、現実に問題が起きておる。本人の口からこうだと言つておる。こういうことは問題じゃないか、管理上のミスという問題になつてくる、こう私は思います。この点、もう一度その点を認めるのか認めないのか、どういうことですか。私はそう思いますよ。現実にこういう問題が起きておる。これは管理上のミスではない、大学偏重ではないと、こうは言い切れない。この点をもう一度、どう考えるのか。

○参考人(島添達夫君) ただいまの御指摘の点でござりますが、管理上ミスがあつたかないかといふことでございますが、私どもいたしましては、そういうことがないよう十分に注意してやつておつたのでござりますけれども、たまたまつきまして、われわれの指導が足りなかつたといふ点あるいは上司の監督が行き届かなかつたかなど

おるところでござります。

○上林繁次郎君 そのものすぱりで答えてもらいたかった。非常にこれだけの問題があつた。あつたからいま質問をしておるわけです。だからこれからあつてはいけない。それを何かこの辺のことろが行き届かなかつたのかもしれないといふような、もたついたよなことではなくて、この辺に手の打ち方が足りなかつた、現実に問題が起きておるから、その点についてはこういつた点で確かに足らなかつた、これからはその点も十分反省していくんだと、ほつきりした姿勢がないと、私は次の問題がまたそういうあいまいな姿勢では起るんじゃないかといふことを要するわけです。だからそれを明らかにしたほうがいいと、こういうわけです。少し答弁が私には氣に入らないのですけれども、問題はそういうことです。

それでは警察厅、先ほど初めて届け出があつたのはいつとおっしゃいましたか。

○政府委員(高松敬治君) 昨年の十一月二十五日の事件について届け出を受けました。

○上林繁次郎君 昨年でござりますね、四十五年の……。

○政府委員(高松敬治君) はい、十一月二十五日でござります。

○上林繁次郎君 わかりました。そういたしますと、実際に届け出たのはそういうことですね。実際に事件が起きているのは四十四年十一月に第一回が起きているというように私は把握しておるのですが、この点はどうですか。

○政府委員(高松敬治君) 最初の日にちはちよつとはつきりしないのでござりますが、四十四年の十月の下旬ころ、それから十二月十一日、四十五年四月四日、四月二十八日、それからその次が届け出を受けました十一月二十五日、それから十二月二十二日、それから本年の三月十日と、こういう順序になつております。

○上林繁次郎君 そうしますと、いま申し上げたまことに、私は四十四年十一月に第一回の放火が

あつたと、こうじうふうに把握しておるわけで
す。そうなりますと、届け出が昨年で、言うなら
こまつへは、第一回の事半夏。(二三)

協会のほうではなぜ一年もズレがあるのかといふこと、これはどういうわけですか。

（従来） これまで起こしました火災がござつて日ひ上げますと、第一回は四十四年の秋そらく十一月であろうといふ推定をいたしておりますが、これは燃えておる現場を見つけたのではございませんで、たまたま朝、清掃員が入りましたときに、段ボールの箱の中に、紙くずかこの中の紙が燃えたあとを発見いたしまして、いつ燃えたかはわかりませんので、その中に入つておりました新聞紙の日付けから、おそらく十月以降にやつたのではないかということございました。それから第二回は、四十四年十二月十一日ごろございますが、これも日付ははつきりいたしません。これは翌朝と申しますが、朝九時四十分ごろ清掃員がトイレの掃除をいたしておりますときに、便つぼの中に新聞紙、トレイットペーパーの燃えがらがあつたという事件がございまして、これにつきましては、あるいはたゞこの吸いがらその他の不始末ではないかなどということを想像いたしまして、火の用心等嚴重に注意をいたしまして処置をしたわけでございます。第二回が四十五年四月四日でござります。これはスチール製のくず入れの中の紙くず、課長席と課長代理席の机の中間にございまして、ものが燃えておりまして、これも翌朝清掃員が発見いたしました。この時点におきまして連発いたしまして、これは故意に行なつたのではないたたしますので、振興会といいたしましては、会館の管理をやつております共同通信会館の管理部長にございます。第三回が四十五年四月四日でござります。これは斯チール製のくず入れの中の紙くず、課長席と課長代理席の机の中間にございまして、それが燃えておりまして、これも翌朝清掃員が協議いたしまして、これは故意に行なつたのではありませんかという想定のもとに、警察に一応届けたほうの現場から赤坂警察署に届けたわけでございます。その際、赤坂署の捜査係の鈴木刑事及び森川

事、そのお二人がお出でになりまして、この概容を聴取されまして捜査をするということになつたわけでございます。それからその次に四月二十八日、十七時十五分、これは時間もはつきりいたしておりますが、六階の資料センターの閲覧室のカタログコーナーというのがござりますが、そこに段ボールに詰めてあつたカタログをファイルするための用紙が燃え上がっておりまして、これも出火後間もなく職員が発見して消したわけでございます。もう一つございます。五回目はしばらく間を置きました、四十五年十一月二十五日、二十時四十五分でございます。その際、残業をしておりました職員がちょっと席をはずして戻つてしましましたときに、近くに置いてあつた段ボールの箱の中の新聞紙が燃え上がっておつたということで、これは五、六分の間でございますが、戻った職員がすぐ発見いたしましてこれを消し止めた、そういう実事がございます。そこで、これを届け出ると同時に、厳重な警戒体制を引きまして、資料センターにつきましては入口のかぎをつけかえるとか、いろいろなことをいたしまして、警戒をしておつたわけでございます。その後、資料センターでは火事がとだえておつたわけでございますが、それからしばらくおきまして、十二月十二日、零時七分、今度は八階のロッカーハウスから出火いたしまして、ロッカーハウス三十四個、天井二十分米、壁その他が燃えただけでございます。これは火災警報のベルが鳴りましたて、警備員が直ちにかけつけ、また消防車が出動いたしましてこれを消したわけでございます。このときは直ちに警視庁から赤坂署、消防庁、消防署が合同検証をされまして捜査をされたわけでございます。その次が今度の事件でございます。事情の経過はそういうことになつておりますので、第一回、第二回はただいま申し上げましたように、単なる過失であるか放火であるかといふことがはつきりいたしませんでしたので、非常に警備に厳重に注意いたしまして、そのままにしておつたという事情がございま

○上林繁次郎君 そこが私は問題だと思うんです。よ。いま警察厅の報告では、初めて届け出があつたのは四十五年である。実際に起きているのは四十四年に起きている。それから四十四年には十一月、十二月と続けて起きているんです。それがあなたの方のかつてな判断でそれが全部片づけられてしまう。その時点でそんなに不審な火が協会の中では起きる可能性があるんですか。ないはずですよ。それが何が燃えたか知らぬけれども、燃えておるということ、そういうあとがあるということ、これは当然慎重にその責任者として検討されなければならない問題です。しかも二回も続いている。二回とも自分たちのかつてな判断でもつて、もみ消しておる。悪いことばで言うならば。その時点での、もし届け出がなされているとするならば、これらの問題も未然に防げた、こう言つていいんじゃないですか。そうすると、これほど世間を騒がまなくたって問題が済むんじゃないですか。これは私から言わせれば、あなた方が、いわゆる協会の責任者たちが、その事件の発覚をおそれてそもそもみ消したんだと、もみ消そうとしたんだと、それがいまのような大きな問題になつてきたんだと、こう言わざるを得ない。この点はどうなんですか。発覚をおそれたんじゃないですか。それでないとするならば、当然公の機関の責任者としてこれは当然届け出るべきじゃないですか。四十四年十一月、十二月と続いているじゃないですか。これはほんとうにふしきだ、これは届け出なければならぬという姿勢を持たなければいけない。それが私はおかしいと思う。これは発覚をおそれたという以外にならないんじゃないですか。こう思ふんですがその点どうですか。

○参考人(島添達夫君) ただいま御指摘の点はまことにごちつともございまして、その点はいま考えてみますと非常に至らなかつたということです、申しわけなく思つております。

○上林繁次郎君 ほんとうは私もう追い打ちはかけたくない。申しわけないじや、あなた済まぬ。あなた方責任者なんです。理事長も副理事長もさつきから言つてはいるようになっていい。ああした事件は、言ひなれば、私が言つてはいるようになつては、世間から見ればもみ消しだ。政府機関何やつてるんだ、こうなりますよ。これは問題ですよ、このところは。これ以上どうこう言おうとは思いません。

そこで、この問題について貿易振興局長との責任どう感じておりますか。

○政府委員(後藤正記君) ただいま島添参考人から申し上げましたとおり、第一回、第二回の事故は、これはいずれもスチール製のくず入れの中の新聞紙が燃えた。二回目は便つぽの中の新聞紙とトイレットペーパーが燃えた。こういうことです。が、私ども聞いたのは第三回以降について届け出を受けたわけであります。つまり昭和四十五年の四月四日以降についての届け出を受けたわけであります。直ちに私どもいたしまして、これは失火であるのか、それとも不注意によるそういうものであるのかということは、ジエトロの責任者に対して十分に今後とも注意するように指示を発し、またジエトロ内におきましてもそういった措置をとつたわけであります。その後引き続ぎましてこういった事件が起こつたということにつきましては、ジエトロとしては十分注意はいたしましたが、先ほどの参考人のありますように、至らざる点は十分に反省をいたしておられると存じます。また、私どもも直接監督の衝に当たる者といたしまして、こういったあるいは職員に対する指導、管理の面について行い届かなかつた、不足であった点等につきましては、今後さらに理事者を通じ、さらにもう一度もとしても監督を十分にいたしまして、再びこういった事件が起こらないように今後注意をいたしてまいりたい、かよう考へております。

○上林繁次郎君 言いたくないんだけれども、そんな長たらしいことを聞いているのじやない。

番のあなた方、もととして、その責任者として、どう感じているんだと、この問題について。長々説明をしてくれといふことを言つてゐるのじゃないなくて、ほんとうにこういうことを起こして申らいいぢやないですか。長々言う必要はないですよ。その点はどうだと言つてゐるのです。

○政府委員(後藤正記君) 監督の不十分に行き届かなかつた点につきましては深く反省をいたしまして、今後再びこういうことが起らぬないように十分に注意をいたしたいと思います。

○上林繁次郎君 申しわけないと思っているのかどうかといふことを聞いてゐるんです。

○政府委員(後藤正記君) 特殊法人の監督の直接の衝に当たる者としてこういう点は非常に遺憾に存じております。

○上林繁次郎君 とにかくあなたはひねくれいで、幾ら言つても遺憾とか注意をしていくとか。何だその答弁は。こういう問題を起こして言わなければ管理の不行き届きぢやないか。申しわけないと言うのがあたりませじやないか。それを言わないので、ああでもない、こうでもないとこしている。そういう姿勢が私は気にいらぬ。そういう姿勢だから問題が起きるんだといふことをさつきから言つているんじゃないですか。私は感情で言つてゐるんじゃない。こういう問題を二度と起こして、もう世間ざたになつて、そしていわゆる国民の人たちにもいろいろと迷惑をかけるといふ、そういう事件を起こしたくないから言つてゐるんですよ。これはしつつこいようだけれども、その点、何回押しても同じだけれども、もう一回答弁してください。

○政府委員(後藤正記君) まことに申しわけないと存じております。

○上林繁次郎君 初めからそう言えばいいんです。次の問題に移ります。これでジエトロの関係は終わりましたので、どうもありがとうございました。

○委員長(川上文治君) この際、委員の異動について報告いたします。

本日、村上春藏君が委員を辞任され、その補欠として津島文治君が選任されました。

○政府委員(吉光久君) 先生御承知のように、この保証協会出発の歴史その他等がいろいろ異なっております。早いものになりますと戦前からすでにありますもの、また戦後だいぶたってからできたもの、いろいろとございます。したがいまして、この保証料につきましては、これは信用保証協会が中小企業者を相手に保証いたしておるわけでござりますけれども、その保証協会の事務運営費、たとえば人件費でございますとかその他のいろいろな経費、そういう経費と、それからそういう保証料をやつておる保証料収益、これがバランスとれるよう、それぞれの保証協会がきめておるわけですがござりますが、ただ、これを保証料だけではなかなかまいりますと、やはり相当高いコストにつくことになるわけでございます。そこで各都道府県もありまして、そちらの保証料引き下げといふことをはかれるような体制をつくつておるわけでもございます。そういう意味で、保証規模あるいは都道府県その他の出捐料というふうなものとの

〇上林繁次郎君 そうしますと、このいわゆる保証協会の陣容といいますかね、いまのお話からいつて、これはどのくらいになるのですか、五十一協会ございますけれども、全体で四百四十五社です。

〇政府委員(吉光久君) 現在保証協会全体で五十四社ございます。これらの支所が百十二、それから出張所等が百五十五ございまして、役職員全部含めまして、これは昨年の十二月末現在の数字でございますが、三千六百三十八名となっております。

〇上林繁次郎君 そうしますと、この保証協会の保証額は幾らになつておりますか。

〇政府委員(吉光久君) 昭和十四年度、これは実績の出ている最近の年度でございますけれども、年度におきます保証承諾金額は一兆六百八十七億でございます。それから本年度の見込みでござりますが、これは一兆三千五百七十億といふことになつております。

〇上林繁次郎君 そうしますと、まあことしは一兆三千億ぐらい見込んでおると、こういうことです。が、そうすると、その保証料というのが一%から一・何%、こういうことですね。まあ一%としましても、これはたいへんな金額になりますね、一兆ですから。一兆三千億、それの一%と、もう最小限にしほってあれしてもたいへんな金額になると思うのですね。その辺はどうでしようか、一%として百三十億ですか。

〇政府委員(吉光久君) これは昨年、四十五年三月三十一日決算のときでございますけれども、保証料収入が百三十三億七千八百万円となつております。

〇上林繁次郎君 そうしますと、私、こまかい計算していないのですが、百数十億という保証料があるということですね。そうすると、人件費とかなんとかいうことをいま長官おっしゃったわけですが、そういうものを、百三十億といいたいへ

んな保証料でこの五十一のそういう長官のおっしゃつたような人件費等を一切をまかなくていいのかという疑問があるのでですね、百三十億で。この点どうですか。この收支を出すといふことになると、ちょっといまお出しが願えないと思いますがね、さつと考えたところで。詳しく私も突っ込んでその点計算しておりませんけれども、さつと考えたところいま五十一協会だ、それで百三十億からの。当然これはおつりがくるのじゃないかと、こういうふうに思うのですが、そしたらどうすれば、この保証率といふのはいま即座に下げることができますので、まあこれは私の計算でございますがね。こまかい計算じゃございませんが、そういうふうに感ずるのですございまが、この点どういうふうにお考えですか。

て打たれる対策であると、そういう趣旨から言ら
ば、当然そういう詰められるところは公の機
関で詰めていく、そうして少しでも中小企業に負
担をかけさせないようにしてあげる、そういう姿
勢で臨むことが大事じゃないか、そういう意味が
らいけば、この率といふものはもつともつと下げ
ていくべきじゃないか、こういうふうに考えるわ
けです。そういう意味からお話をしたわけです。
これは御答弁要りません。

そこで、信用保証協会の保証のついた貸し付け
について、拘束預金というものをさせられるとい
うケースは、どうですか、ございますか。

○政府委員(吉光久君) たてまえとしてはあって
はならないことだと思っております。もう御説明
するまでもないと思いますけれども、保証協会が
保証を付した貸し付けというふうなものにつきま
しては、銀行側には全然危険負担が発生しないわ
けでございまして、全額弁済を受け得るという立
場になつておるわけでござりますので、したがい
まして、たてまえとしてはこれはそういうことが
あればきわめて不当なものであるというふうに考
えるわけでござります。大蔵省のほうでもそし
う意味での監督をしていただいておるわけでござ
います。

○上林繁次郎君 あつてはならないというのがい
わゆる原則ですね。あるのかないのか。

○説明員(中橋徳次郎君) ただいま中小企業庁長
官からのお答えのよう、あつてはならないもの
でござります。私どもも銀行検査を通じまして、
そういう点は重々注意をいたしておるつもりでござ
りますけれども、そういうことが、たまたま
あつてはならないものがありました場合には、嚴
重に注意をいたしまして、即刻是正されるように
いたしておるものでございます。

○上林繁次郎君 もう少し詰めてみたいんです
が、即刻は正されたのかどうかという問題がある
んですね。それは私の次の質問の時間の関係が
あるんで、このところをもう少し突っ込みたい
んですけど、これはまた次の機会にしましょ

う。あつてはならないと思います。保証のついた金に、これに拘束預金がつくといふようなことは、これは絶対許すべきことではない。その点はますますきびしい指導をしなければならぬと、こう思います。いまお話を伺つても絶対にないとは、こうは断言できない、そういうニーランソンです。ですからこれはあると、こう見ていいんじやないか。ですから、これは十分に今後もそんじうことのないようだに……。結局こんな法律をつくつたって何にもならない、こうしたことになりりますよ。

そこで、こういう歩積みの問題について國連をしてお尋ねをしてみたいと思うんですけれども、この歩積みという問題については、いままでに多くの人たちがこの中小企業を守るという立場から、いろいろな角度で問題にしてきた。しかし、現在の時点では、現状はそういうものはなくなつた、こうも言い切れない。そこで、最近のいわゆる歩積み両建て、また拘束預金といふか、これの現状といいますかね、これについてひとつ報告をいたしますか、していただきたい、こう思います。

○説明員（中橋敬次郎君） 金融機関の歩積み両建ての問題でございまさうが、これはかねて過当な歩積み両建てを自粛するというたてまえから、昭和三十九年、四十一年、四十四年と、たび重なつていろいろ具体的な指導をしてまいつております。そういう措置の一つといたしまして、毎年五月及び十一月に全部の金融機関につきまして、また全部の債務者について、一体そいつた歩積み両建ての状況がどうなつておるかという報告をとつております。それによりますと、一番最近の調査でござりますが、たとえば都銀でござりますと、いわゆる歩積み両建ての拘束預金がどのくらい貸し出しに対応してあるのかという、その比率でござりますけれども、そういうものは四・三%といふことになつております。あるいは地方銀行で申しますと七・七%、相互銀行で申しますと一・七・一%、信用金庫で申しますと二・三・九%という状況を示しております。この数字を前の調査の四十

〇上林繁次郎君 それは歩積みの率ですか、拘束性預金の金を、たとえば百万円なら百万円借りたといふことに對する率が四名とか五六%，そういうことをおっしゃつておるんですか。

〇説明員(中橋敬次郎君) この率は、都銀全体の貸し出しおきます拘束性預金でござりますので、いわば総体の、平均の率といふにお感じ取りいただきたいと思います。個々の債務者についてそれが一体どういうふうになつておるかということは、あるいはこれと違つた幅の広いものをお示すかと思ひますけれども、総体の率といたしまして、先ほど申しましたように都銀の四・三%であるとか相互銀行の一七・一といふペーセンテージになります。

〇上林繁次郎君 私が感じておるというか、握つておる範囲では、非常にそちらのほうでとらえておる率とは違つ。非常にあなたのほうのは低いといふ感じがしますね。これはここで言つてみても結論が出ないと思ひますが、率が低いと思ひます。もう少し正確に把握する必要があるというふうに思ひます。

それでは、拘束性預金というのはこれは違法か合法かといふ、こういふことばが適當か、あるいはまたこれが適、不適といふことになるのか、その点はどうですか、どういうふうにとらえておりますか。

〇説明員(中橋敬次郎君) 債務者が金融機関から融資を受けます場合には、先ほども保証協会の保証というふうのがございましたけれども、それにかわりますようないいろいろな担保を提供するのが通例でござります。それで、担保といつましても、もちろんこれは不動産とか有価証券とか、いろいろなものがござります。あるいは保証人の保証といふものがこれにかわる場合もございますが、そういう適当な担保がない場合もござりますので、そういう場合には、やはり一番手つとり早い預金といふものが担保になるということが想定される

必ずしもいわゆる拘束預金が違法であるといふわけではござります。そういうことを考えますと、ものではありません。むしろそれによりまして容易に金融機関から融資を受け得るという道が開かれる中小企業もかなりあるわけあります。しかし、それがそういう適当な度合いを越えまして、過当に拘束性預金を積まされると、それが單にむしろ債務者側の便宜というよりは、金融機関の業務量を拡大するためにやられておるという、その当、不當の問題で私どもは判断いたしております。過当な歩積み両建て預金は自歎するよりいたして、いうことで從来指導いたしてまいつたわけでござります。

○上林繁次郎君 そうしますと、無担保である。したがつてその歩積みさせることが担保になる、こういふお話ですね。それしますと、その手形割り引きなどの場合、この場合には当然この手形といふものは私は担保になると思うんです。そこで率の高いいわゆる拘束預金といふものが行なわれているとすれば、それはどうなりますか。

○説明員(中橋繁次郎君) 手形を割り引きいたしました場合に、その手形がはたして確実に落ちるか落ちないか、不渡りの場合も想定されるわけでございますので、手形を割り引いておって、手形を手元に置いておるからそれで担保は十分であるとは考えられないと思います。その手形の信用度といふものが非常に問題になりますから、それと勘案をいたしまして、拘束預金が取られるという場合もあり得るかと考えます。

○上林繁次郎君 それはわかる。そこで手形が割り引かれる。これが一流メーカーの手形である、落ちることは間違いない、それでも用心はするのだという考え方も一応なり立ちます。だけれどもそこまで確実な手形に対しても、いわゆる歩積みの問題、あなたは率を非常に低いものに言つたけれども、これが二〇%、二十五%というような高率なもので歩積みがされておるとするならば、それはどうですか、好ましい状態ですか、どうですか。

○説明員(中橋敬次郎君) 先ほどもお答え申し上げましたように、私が先ほど申しましたのは全体の平均率でございますから、個々の個別の企業が融資を受けます場合のそういうた率が、必ずしも先ほど申しました線にあるというわけではございません。その個々の企業が個別的に金融機関から融資を受けます場合の拘束性預金の比率というのは、やはりその企業なり、先ほどお示しの手形なり、信用度の個別性を判断いたさなければなりませんので、一律にどれがどの線がいいのかというわけにはまいりませんけれども、概して大体の線としてはこのくらいがよからうというわけです。二割とか三割とか、かつて指導したことなどありますけれども、それもあり画一的に過ぎるということで、やはり常識的な判断としまして適当な線というところで判断をいたしておるというわけでございます。

○上林繁次郎君 私は、いまあなたがお答えた

ようなことを聞いているんじやないんですよ、そ

のものすばりで答えてくれればいい。担保のない

人についてわかります。一流手形を割り引く場

合、これは落ちることはわかっている、それがわ

かっていながら割り引く場合に、何十日かの利息

も八%くらいで取つて、なおいわゆる二〇%、二

五%というような高いわゆる拘束預金をさせら

れるといふことが好ましいか好ましくないかとい

うことを探しているんです。それが肝心なところ

ですよ。それだけばと答えてくれればいいんで

すよ。

○説明員(中橋敬次郎君) 一流の企業でも、かり

に金融機関から融資を受けます場合には、かなり

担保を出してくれるわけだと思いますので、すべて

一流企業の手形であるから担保が要らないとい

うわけにはまいらないと思います。

○上林繁次郎君 ふざけたことを、あなたそんな

ことを私は言つてゐるんじやないんだ、私

の聞いているのは、無担保の場合には歩積みをし

て、それがいわゆる担保になるんだ、これはわか

るんですよ。だけれども一流会社の手形を割り引く場合には、これが担保になるんだろうと言つんください。その点はあなたも認めるでしょう。その点はそれは必ず金は落ちるんですから。そうば割り引きをしないというその姿が正常な状態であります。わからぬですか、ぼくの言つていてることあるかどうかということを私は聞いています。

○説明員(中橋敬次郎君) 私は先ほど一流企業の融資の問題……。

○上林繁次郎君 そんなことを聞いたんじやない、ぼくの聞いたことを言えればいいんです。

○説明員(中橋敬次郎君) それは一流企業といえども必ずしも信用が、無担保でもいいからといふことでは金融機関が貸せない状態を申したわけでござりまするから、それと同じことがこの場合に

も言えるわけであります。

○上林繁次郎君 ちょっと委員長、私の聞いていることについて、そのものすばりでひとつも答えてくれない。同じことを繰り返している。これじゃ時間が一時間なんて言つたって何時間あつたってこれは足りません。答弁するほうが、こつちは端的にばかばか聞いているのに、ああでもないこりでないと、これじゃ幾ら時間があつても足りません。その点をひとつ認めていただきたい。

○上林繁次郎君 まだあなたの答弁はこつちのはうですよ。私の言つていることは、こういう操作をしなければならぬということは、あなたも言ったように何かを糊塗しようとしたんだらう、こういうことです。ということは、こういう拘束預金というものは、銀行に限つてこれは大蔵省が指導したとおりいつてない、いわゆる正常なものではないということを裏書きしているんだなということを聞いたんですよ。

○説明員(中橋敬次郎君) それはそういうふうに思ひます。

○上林繁次郎君 何だ、あなた簡単に答えるけれども、たいへんことなんだと、このことは。それでこの契約を解除した、解約したわけですよ、迫られたからそれで解約をしたんだ。そうした

それを使つた人がいる。解約したからあたりまえで、自分の金だから使うのは。そうした赤字になつたかお答えできません。

○上林繁次郎君 指導する大蔵省の一番大もとがわからないことをやつてゐるということはどうな

んですか。こんなばかげた話がありますか。金融機関で大蔵省が判断のつかないようなことをやつて

をしなければならないのかということです、問題

は。どうですか。

○説明員(中橋敬次郎君) いま御指摘のような事

実がかりにあるとしますれば、おそらくそれは先

ほど申しましたよう

ます。

それからそれに基づきますような数字その

ほど申しましたよう

ます。

悉皆調査をやりまして私ども調査をいたしており

ます。

から、それをいわば糊塗しようということで、だから、それをしてしまったのではないかといふふんそういうことをやつたのではないであります。

○説明員(中橋敬次郎君) 正常ではございま

す。

○説明員(中橋敬次郎君) 正常ではございま

す。

○説明員(中橋敬次郎君) そこで、そういう問題からいろいろと発生してくる問題があるのですね、派生的

な問題が。その場合、たとえば二週間の期限つき

でもつて解決をした、こう書つてあるわけです。

それで、監査が終わつたころにはまだ元へ戻すの

だ。解約をしたんだから、当然本人にこの解約

した金は返らなければならぬでしょう。あたりま

えですね。だれが考へても、それが本人の当座に

も普通預金にもどこにも入らない。どこにも入ら

ないということは、幾らのいわゆる解約がなされ

たか知らないけれども、その金はどうなつちやつ

ているんだと、銀行で。これはどういうことにならぬがいいんじやないかと思うのです。

○説明員(中橋敬次郎君) お示しの点は、まさに脱行行為的に行っておりますので、私どももそ

ういう事態をよく認識しておればその点についての指導も十分やらなければならぬと思いますが、いまおっしゃいました点で、十分事態を知らぬではないかといふにおしかりを受けるのはもつともでございますけれども、知つておれば、また十分そのことを指導いたして、やらせないよようにいたしたいわけでございます。

○上林繁次郎君 ほけた話をしてはいけないです。知つておれば——あたりまえじゃないです。そんなこと、知つておればするのはあたりまえです。こういう問題が起きているんだということを私はいま提起をしているわけです。知つていたらそんなことをさせぬのはあたりまえのことです。そういうことをぼけた答弁をするから私はおこるのです。知つていたらだれがそんなことをさせますか。こういうことが事実起きているんだよ。しかもそれを大蔵省がどういうものだかわからないと言ふ。これだって、たとえば二週間解約なんだということで、期限つきのいわゆる解約である。うなすると、その二週間どうなつちやつていふんだよ。その金は、どうなつてあるか大蔵省はわからぬ。銀行には預金の方法というものがはあるはずでしょ。法律で、どういう法律があるか知らない。そこまで調べていないからわからぬけれども、あるはずです。きちんとしたものは、それに何にあたってはならない、かつてなことをやると、大蔵省が判断のつかないようなことをやつてはいるということは、業者を無視した銀行の一方的なやり方である、こう言う以外にないだろうと私は思うわけです。あなたはどうでも気にいらないような顔をしているけれども、顔でとやかく言うわけじゃないけれども、そういうことになるじゃないかと言うのです。その辺はす

なおに認めたほうがいいんじゃないかと思うのです。

そこで、大蔵省のひざ元でこういう問題が実際に起きているということは事実なんです。だから、私はあえて銀行の名前を言えば、一番非常に

いろいろ報告を取り、また個別の金融検査でもつて歩積み両建ての問題をやつてきたつもりでござりますけれども、そういうことは絶対許されませんので、敵に今後もそういうことがあります

て、いつ立場をとつておる。その立場において少しお聞きをしてまいりたいと思います。

○説明員(吉光久君) ただいま銀行局の審議官のほうからお答えがあつたとおりでございまして、こういう、あつてはならないことが現実にあります。最初は特別小口保険ですね。この問題につけて質問いたしますが、改正案では限度額が五十

万円を八十万円に引き上げることになつておる。

○上林繁次郎君 通産省。得るということを注意しながら検査し、あるいは調査を続けてまいりたいと思います。

○政府委員(吉光久君) ただいま銀行局の審議官のほうからお答えがあつたとおりでございまして、こういう御指摘をいたいたんだと思います。よ

く銀行局とも御相談申し上げまして、そういう事

実のないよう私どもも側面的に御協力申し上げた

いと存じます。

○上林繁次郎君 最後に一つ言いたいことは、この法律によって中小企業を守るというその趣旨はけつこう。ところが、法律の目的届かないところでいろいろな問題が起きてはいるのです。これが問題なんです。そこをほんとうにがつかり踏まえた上でやらないと、これからも国のほうでどんなに中小企業を守らうとしても、結局は大事などころで国の親心は一つも中小企業には届かないのです。それがもとで結局政治のゆがみであるといふことです。それが判決されるもとになる。十分この点については今後もつとつとしっかりとした姿勢で指導をしていかなければならぬ。そして、いわゆる國民に迷惑をかけるようなことがあつてはならない。そういう姿勢で臨まなければならぬと思うのですから、こういった今度のこういう事実、これは私は一つの例を取り上げているのだけれども、そもそも持つて來いと言うなら持つてきますよ。そういうことが行なわれてはいる。それから通産省にしたって、通産省はもつともらしくこんな法律をつくっているけれども、中小企業はそんなことで苦しめられているのですよ。で、通産省も大蔵省も、こういったことをどうお考へですか。そうして、今までこういふことが起きてはいるといふことに對して、その責任をどう感じてはいますか。

○説明員(中橋敬次郎君) 私どもも年二回のいろよいよく検討いたしました。その結果、私たちの考え方

でいくならば、まだ不十分な点がたくさんあると思いませんが、一応中小企業に対する金融のワクが広げられるという点で、私はこの法案には賛成すべきです。それで、大蔵省のひざ元でこういう問題が実際に起きているということは事実なんです。だから、私はあえて銀行の名前を言えば、一番非常に

その検査をくぐるような脱法的な行為を初めて步積み両建ての問題をやつてきたつもりでござりますけれども、そういうことは絶対許されませんので、敵に今後もそういうことがあります

て、いままでこういふことが起きてはいるといふことを調べたのでござりますけれども、大体六

十萬円程度というものが国民金融公庫のほうの小規

模層に対する融資の実績として出ているわけでござります。そういうふうな点を判断いたしまし

て、現行の五十五万を八十万に引き上げるといふことを最終的に決定いたしたわけでござります。

ぶんにも、小規模等細層の方々のいろいろな資金状況等を判断いたしますと、少なくとも八十万円

までは早急に引き上げる必要がある、こういうふ

うな決心をいたしたわけでござります。

○須藤五郎君 地方自治体によりましては無担

で、相当引き上げておるようには私は聞いておるのですが、政府のほうでどういうふうにこの点を貢献しているか。

○政府委員(吉光久君) 現在の基準でござります五十五万円をこえて保証をいたしておりますものが全部で九つあるわけでございます。最高は京都府の百五十万円でございます。それから東京都、大阪府、大阪市、横浜市、川崎市、滋賀県、これが一百万円でございます。それから兵庫県、岐阜市、これが八十万円でございます。あわせまして九協会が現在五十五万円をこえておるということになつております。

○須藤五郎君　臣が五十万円しかやっていたら、さういふに地方自治体が、乏しい財政の中からこれだけだけのことをやっているということは、これはやはり困る。政府としても一応考えていかなければならぬ点だと思います。五十万を八十万にしたから、もう御の字だということには、中小企業のほうでは、ならないと思うのですね。私のほうも調べました。あなたがおつしやったように京都は百五十万円現在やっておりますね。東京都は百円ですね。しかし私たちのほうでは、無担保、無保証融資を当面百五十万円から二百万円に引き上げることを主張しておるわけです。地方自治体の京都では今

度蟻川知事は、現在の百五十万を二百万に増額するようという意見を述べておられるわけです。こういうふうに地方自治体もどんどんと引き上げていくという方向にあるのですが、これに比べまして國の対策は少しおくれているのじやないか。こういうふうに私たちは考えます。保険の限度額も政策的に進んでる自治体に見合つて引き上げる。あるいは百五十万を二百万に引き上げることが必要ではないか、こういうふうに私は考えておりますが、政府はその点についてどういうふうに見えますか。

○政府委員(吉光久君) 確かに御指摘のような面があるわけであります。先ほど来のお答えの中でもお答え申し上げたわけでございますけれども、各都道府県あるいは市に置かれております保証協

会の成立の時点がずいぶん遅つておりまして、したがいまして、これで一律全部にとどまつたがしまして、それだけにまた、都道府県その他の出捐金の、応援のしかたと申しますか、そういうふうなことと、県によつてまちまちになつておるわけであります。したがいまして、これを一律全部にとどまつたがいまして、現在の五十一協会中の九協会が八十五万以上と、こういうことになつておるわけでござりますので、今度國のほうで八十万というふうなことにいたしますれば、おそらく現在措置をとつてない残りの、五十万円を限度にいたしておりますとところも、おそらく國並みの八十万まで上げると、こういうことになつておるだらうと思うのでござります。一挙に非常に高額の線にそろえますと、そういう意味で信用保証協会それ自身の地盤がそれぞれ違つております關係上、なかなか困難な問題もあると、いうことでございます。

それからもう一つ、現在五十万をこえておりますところの超過しておる部分についてでござりますと、そこで保険の付保を行なつておるのじゃないかといふふうに考へるわけでございまして、保険公庫の無担保保険といふところではやはり保険的にはこれもその範疇の中で付保されておる、そういう体制になつておるものと考へております。

う利点が大きくなつてくると思うのですね。そういう点でやはり小企業者が不景気や金融引き締めの影響を強く受ける弱い立場におりますから、でさるに限度額を引き上げるなど、政治的配慮が必要だと思いますが、そういう点を考慮するといふ気持ちは、政府にはないのかあるのか、その点ひとつ聞いておきたいと思います。

○政府委員(吉光久君) 小規模等細層に対します金融問題については相当慎重に配慮してまいらなければならぬということは、お話をとおりだと私は思っております。したがいまして、実は長年の懸案でございました特別小口の限度引き上げに踏み切ったわけでございます。問題は、引き上げ幅がこれでは少な過ぎるというおしゃりを受けておるわけでございます。私ども、できるだけ多いに越したことではないのでござりますけれども、先ほどもお答え申し上げましたように、いろいろな資料または九協会を除きました他の協会のほうの財政状況その他をもはやり勘査して上げてまいるといふことが必要になつてまいりますので、したがいまして、現在の最高のほうのレベルにすぐに合わせるといふ点につきましては、やはりいろいろと困難な事情があつたといふことでございまして、したがいまして、まずさしあたり五十五万から八十八万まで一歩前進をさせていただいたといふうなことで御了解いただければと思うわけですが、いまだといふうな、そういう感じでこの問題を処理しておるわけではございません。

○須藤五郎君 特別小口保険の対象が省令要件を備えた小企業者とその二つの点の要件を兼ね備えているものというふうなことになつておるわけとか伺つておきたい。

○政府委員(吉光久君) 現在、御承知のとおり居住要件と納税要件とその二つの点の要件を兼ね備えているものというふうなことになつておるわけですが、省令要件というのは一体内容はどういうことか伺つておきたい。

でござら、まして、居住要件につきましては、同一の都道府県内におきまして一年以上引き続き同一の事業を営んでいることというのが居住要件でございます。御承知のようにこれは過去は同一市町村といふことになつておりましたけれども、同一市町村では狭きに失するということで、同一都道府県内においてといふふうに居住の地域範囲を広げてまいつたわけでござります。

それから第二の納税要件でござりますけれども、これは過去一年内におきまして、所得税か法人税か事業税があるいは住民税の所得割りかのいづれかがありまして、これを完納しておるというふうなことが納税要件といふふうなことになつておるわけでござります。この関係の要件につきましては、四十三年の三月から身体障害者、それから老年者、寡婦につきまして、これは特別控除に由りまして所得税割りがなくなつた場合には均等割りでもいいといふふうなことに、この条件の緩和措置を講じ、自後今日に至つておるというものが現状でございます。

○須藤五郎君 そうすると納税要件は所得税、事業税、または均等割り住民税のいずれか一つを完納しているということですね。

それから同一府県で一年以上営業しておるということになりますが、納税要件——所得税、事業税または住民税のいずれか一つを完納しておればよいということになりますから、住民税は納められないという場合でもかまわないといふふうになるわけですね。何かどつちか一つやつておればいいということですね。

○政府委員(吉光久君) そのとおりでござります。いずれか一つを納めておればよろしいということです。

○須藤五郎君 省令要件があるために、今度はまじめに営業してしかも一番事業資金のほしい人が起つておるわけなんですね。どうしたら特別小口保険が利用できるか、政府の考え方を伺いたいと

思うのです。それはこういう場合です。私、例を申しますが、新規開業の場合なんです。たとえばしたら新たに独立して開業したとか、郊外の団地の周辺に開業した場合、居住要件もないわけです。新しく開業するんですから、納税要件も、まだ納めてないから、ないわけですね。しかし、經營を軌道に乗せるために必死の努力をしておる人があるわけです。事業資金を最も必要とする人たちだとと思うのです。こういう人は、場合によつては高利の金を高利貸しから借りなければならぬ、こういう苦しい立場に置かれておる。この人たちが特別小口保険を利用できる道はないのか、どうすれば借りられるか、こういう点をひとつ教えていただきたいと思います。

○須藤五郎君 そうするべ、そういう場合は、いまここできめられた省令要件ですね。居住と納税のそなういう要件が満たされていなくても、無担保、無保証でその金は借りられるのですか。

○政府委員(吉光久君) 無担保でございます。担保なしでという意味でございます。特別小口でござりますと、これはまさに無担保、無保証人でございますけれども、担保は要らないといふように、要件が緩和されております。と同時に、こちらのほうで要件をつけておりますところの居住要件、納税要件、こういったものは国民金融公庫のほうにはないわけでございます。

○須藤五郎君 ところが実際はそういうふうに簡単になかなか借りられないのですね。金融公庫へ行けば保証人といふ問題があるのですね。保証人も二人くらいじゃないですか。ところがなかなかその保証人がたいへんなんですね。もうさあというときに間に合わないので。その保証人をまがしていろいろやっている間に右往左往してずっと時間がかかるしまって、なかなかいい機会が見つからないというものが私は今日の国民金融公庫の一番欠点だと、そういうふうに私は実は聞いておりますね。ほんとうに小企業者がそういうふうにうまく国民金融公庫の金を楽々と借りるということ是非常な困難があるので、このことを聞いておるのですがね。だからその点意見も伺いたいし、むしろ利用者がまつとうに営業しておるということはつきりわかれれば、特別小口保険を利用できるよう、省令の中に明らかに書いておいたほうが、私は、ほんとうに中小企業を助けるという面から言つたら、より完全なものではなかろうかと思うのですが、その二点、もう一べん伺つておきましよう。

○政府委員(吉光久君) 国民金融公庫の貸し付けについてでございますけれども、大体、現在国民金融公庫のほうの申し込みと、そして貸し付けとの関係の実績でござりますけれども、件数比におきまして、金額比におきましても、大体おおむね七五%から八〇%の間というふうな状況で充足

をいたしております。新規開業者にとりましては國民金融公庫が相当活発に利用されておるという意味の報告を実は私受けておつたのでござりますけれども、本日資料を持ち合わしておりませんけれども、特に新規開業者にとりましては國民金融公庫は相当利用、活用されておるというふうな状況ではないかと思っております。もちろん國民金融公庫は、御承知のとおり審査手続はきわめて簡便にやつておりますので、大体普通申し込みから貸し付けまで普通のペースでございますと一週間から十日というものが普通のペースでございます。もちろん金融逼迫その他によりまして、ちょっとどこおつておるというふうな月もあつたかと思ひますけれども、通常のペースでまいりますと一週間から十日というのが申し込みから貸し付け決定までというふうな手続になつておりますので、特別に國民金融公庫に申し込んだがゆえに阻害されるというふうなことには、私、一般的にはなつてないかと思います。個別的ケースによりましては、御指摘のような問題もあるいはあるかとも思いますが、一般的には便利な金融機関として活用されているのではないかと、こう考えるわけでございます。

それから、第二のほうの特別小口保険からこれらの要件を全部はずしたらどうだという御指摘でござります。できればこれらの要件といふものはできるだけ簡素化いたしたいわけでございます。ところが、それらを完全に基準なしと申しましょうか、要件なしにいたしますと、これが無担保であり無保証人である制度であるだけに、逆に今度は乱用されるると申しましようか、要するに居所を転々と変えながら、そこで保証をもらって金を借りては居所を変えていくというふうな意味で、これが逆に乱用されてまいるという問題も一方で頭に描いておかなければならぬんじやないかと思うわけでございます。したがいまして、現在の要件というのは制定以来だんだんと簡素化されまして、相當もう骨格だけが残っているような感じになつておるわけでございますけれども、まあこれ

が絶対要件であつて全然検討し直すような余地はないというふうに言い切るはどのものでもまた私はないと思います。現在の私どもの知恵の中で乱用を防ぎながら、しかし同時にこういう零細層の企業の方に迅速に活用をしていただく、両方の面を合わせ考えますと、いまの段階ではこういう線で妥当ではないだろうかというふうに考えておりますけれども、もちろんいろいろと情勢の変化その他によりまして、もつといい画一的な基準ができますけれども、もちろんいろいろと検討するにやぶさかではない、こういう態度でいるわけでござります。

○須藤五郎君　いま、国民金融公庫について、まあ七五%くらいはあまり問題なくずっと一週間なり十日なりで問題は解決していると、こうおっしゃつた。それほど小口のところに問題がなければ、よけいにこの特別小口保険にそういう人たちがそれを簡単に、というとおかしいですが、手軽に利用できるようだ。これはやっぱり省令にその点を明らかにして、国民金融公庫にたよらなくてはならない。ああいざぐ困難ならば、やはりそういう点も私は検討をしていつてもらいたい、こういうふうに思ふんですが、意見を伺つて次の質問に入ります。

○政府委員(吉光久君)　先ほどもお答え申し上げましたように、国民金融公庫の場合にはこういう保証は要らないわけござります。これは先生御承知のとおりでございます。いまの御指摘は、この特別小口保険の二つの要件についてもつと簡素化しようと、こういう御指摘だらうと思います。これも先ほどお答え申し上げましたように、一方におきましてこれを簡素化しあげますと、かえつて逆用されて、先ほどちょっとお答え申し上げましたように、借りては居所を変えるというふうなことで——これはまじめな人ではございません。そういう人が出て来るのでございます。そういう人にもどんどん使われるというふうな面も出でまいります。したがいまして、簡素化にもやは

り一応の限界があるんだというふうに考えるわけでございます。そういう意味から、この制度がでござります。それで、要件につきまして逐次緩和が行なわれながら今日まで至つておるというふうな状況でございまして、現状で考えますと、現行制度といふのがぎりぎりのところかなというふうに感じておりますけれども、しかし、これは何も絶対不可欠、変えてはならないという筋合いのものでもございません。そういう意味で、もつといい制度がいまして、そういう点についてさらに検討を加えていくということにつきましては、やぶさかではないつもりであります。

○須藤五郎君 くどいようですけれども、新開地へ行って営業しようといまじめな意図を持った人、これは居住条件が省令に合わぬわけです。一年間居住しなければならぬということに。すると、さあといつたときにもうできないのですね。そうすると、高利貸しの金を借りて、とりあえずというようなことになつて、非常な生活の困難が伴つたりするような場合がありますので、ほんとうに事業者がまじめな、まつとうな営業をしておるということがわかるならば、そういうことをなすつたらどうだ、一年間というような居住条件を満たさなくとも、省令にそういう意味のことを見記されたらどうだらうというのが私たちの意見なんです。これは意見として述べておきます。

それからその特別小口保険を利用して融資を受ける場合、事業者は五十万円借りたいのだが、銀行が納税証明を見て、二十万円にしなさいと、こ

う言つて、事業者は自分は五十万円借りたいが、その意に反して低い額しか借りられないといふ

ケーズが往々にしてあると私は聞いておるわけなんですが、その点、政府はどういうふうにお考えになりますか。できるだけ事業者の希望を満たすよ

うにすべきではないかと思うのですが、こういうことにに対する政府の意見はどうですか。

○政府委員(吉光久君) 信用保証協会のほうで五百万といふふうなことで信用保証をいたしておりまでは、これは銀行がその五十万の保証を持つものについて、これを二十万に下げると言つて、銀行としては、事故が起つりました。しかし、これは何も絶対不公平なことは、少し銀行側のほうの行き過ぎでないか、信用保証協会のほうで五十万のすでに保証をいたしておるわけでございます。したがいまして、銀行としては、事故が起つりました。信用保証協会のほうで全部代位弁済をするということになるわけでござりますので、保証協会のほどの保証が先行いたしております場合には、そういうことは起つておき得のではないかと思うわけになります。おそらく御指摘の問題は、保証協会の保証をとる前の銀行との交渉でどれくらい借りたいというときに、銀行のほうで五十万ではないまでの事業から見て弁済困難であるから、二十分ぐらいにしたらどうかという意味での、保証の前にそういう話を金融機関がしておるといふふうな事例ではないかと思うわけでござります。で、保証のほうの制度といたしましては、保証協会で五十万保証すれば、これはもう五十万は保証されおる、銀行の損失にはならないわけでござりますのでおそらく銀行がお断りしているというふうなことはないのではないかというふうに考えておます。

○須藤五郎君 そうすると、保証協会が五十万といふちゃんとと証明さえあれば、銀行がとやかく言ふべきでなく五十万出すべきだ、もしそれを二十

万なりに値切るならば、それは銀行が違法だと、

こういふことはしないであろう。銀行の損になる理解していいわけですね。

○政府委員(吉光久君) 違法と申しますよりは、

いまして、あらゆる公害防止のための公害対策基

本法に基づきまして、いろいろの防止義務が課せ

られておる防止施設があるわけでございまして、

そういうふうな防護施設につきましては、これは

幅広くこの保険の対象にいたしたいというふうに

考えておるわけでござります。と同時に、これは

防止施設に対する問題でござりますけれども、ま

た企業によりましては、やはり公害防止のために

積極的にある過密地域からそうでない地域に移転

をするという、それが一つの公害防止の対策にもなるというふうな場合もあるらうかと思います。そ

ういう意味でそういうある特定の計画地域から他

によって弁済ができるくても、保証協会のほうで代位弁済をするというのが保証の仕組みでござりますので、したがいましてそういうことは銀行と

してはやらないはずではないだらうかと、こういふうに思つておるわけでござりますし、また、銀行がそこで何らかのものを押えてみましても、銀行側自身にとりまして、何らプラスにもならないといふうな制度でござりますので、起つておき得のではないかと思つております。

○須藤五郎君 私もそう思うのですがね、そういうことがあるとということを聞いているものですから、これはもう銀行が非常な間違つたことじゃないか、こう思つて質問したわけです。

それじゃ次に、公害防止保険について少し質問をいたしたいのですが、この保険の新設は、中小企業の公害防止施設の設置が緊急に必要である、

この社会的要請にこたえるものであると思ひます。が、政府のお考えを伺つておきたいと思いま

す。

○政府委員(吉光久君) この保険の対象となつております公害について、何が公害であるかといふ

点につきましては、あえてこの保険法では定義を

設けなかつたわけでござります。これは公害対策

対本法に盛られております、すべての公害がすべ

てここで言う公害保険の対象になる公害防止施設

であるといふように、いろいろの公害源があつて、それに対応していろいろの公害防止施設が出てまいりますので、そういう意味から、きわめて

流動的な問題でござりますので、あえてここで固

定的に定義をすると、いふことを避けたわけでござ

りますが、あらゆる公害防止のための公害対策基

本法に基づきまして、いろいろの防止義務が課せ

られておる防止施設があるわけでございまして、

そういうふうな防護施設につきましては、これは

普通の場合におきましては二厘一毛でござります

けれども、一応一厘八毛程度といふくらいの線で

まとめではどうであらうかといふふうな考え方でござります。この保険料率を低くきめます。

ことによりまして、さらには保証協会が中小企業

者に對します場合の、この公害保険につきましての保証料率もおのずからそれ從いましてまた引

き下げられるといふことを期待いたしておることでござります。

○須藤五郎君 てん補率は幾らですか。

○政府委員(吉光久君) てん補率は七〇%を考えております。

○須藤五郎君 中小企業信用保険法に定められたところの別ワクの特別保険は、倒産防止関連保証、激甚災害関係保証、産炭地域関係保証の三つがあると思います。さらに、中小企業特恵対策臨時措置法案によりまして特恵転換特例が新設されようとしているということを私は聞いています。これらはいずれも限度額は通常と同額の別ワク、すなわち、今回、普通保険の限度上げで二千五百万円、料率は通常の三分の一、てん補率は八〇%、こういうようになつております。ところが公害防止保険は別ワクで二千万円、てん補率が七〇%、料率はいまあなたがおつしやつたようにまだ未定だと、こうおつしやるわけですが、他の別ワクの保険と比べまして公害防止保険は条件が悪いようにも思つてます。政府は、公害はたいへんだといふんで非常にこの公害防止保険を重視しておるとおっしゃるけれども、ほかの保険に比べて条件が悪い。これではどうして公害を重視しておると言えるかという点なんですが、今回新設が予定されております特恵転換特例と比べて限度額で五百万円、てん補率で一〇%，この差をつけられた理由は一体何かということです。公害を重視するところが公害防止保険が一番条件が悪いといいます。ところが公害防止保険が公害を重視する必要だとと思うのです。少なくとも他の別ワクの保険と同等であるべきだ、こういうふうに思っています。ところが公害防止保険が一番条件が悪いというのは、ちょっと私は理解できません。ここにも公害重視と言ひながら実際には十分な対策を打とうとしない政府の姿勢があらわれておる、こういうふうに私は理解しておるんですが、この点どういうふうにお考えになりますか。

のほうが中小企業者と保証協会の問題でございます。これは御承知のとおりでございます。現在、いまおあげになりましたように、産炭地特例でございますとか、あるいは災害対策、あるいは近くからしておるものでございますけれども、御承知のように、これらはすべて実は一時的な現象に対応する措置でございます。一時的に災害が起ります、それに対してそれを復旧のために要する、あるいは産炭地の場合もそちらでございます。あるいは特惠の場合もそうでございますが、要するにその措置が、実はそれぞれの事業者の責めに歸せない他の事由によりましてある一定の措置をしなければならない災害がござります、あるいは炭鉱が閉鎖になります、あるいはまた、親会社の、あるいは納入企業について倒産が起こりますとかいうふうな、自分の問題でないところにいろいろな原因がございまして、それを防ぐというふうな意味合いを持っておるわけでございまして、そういう意味では実は今度の公害防止保険につきましてん補率を八〇%にしようという考え方も当初は持つておったわけですが、既存のいろいろの制度と比較照合いたしました場合に、実はそういう意味で既存の制度とちょっと異質のものであるというふうな、そういう分類に入つたわけでございます。と同時に、やはり公害防止施設は企業が自分の責任において恒久的に処理しなければならないそういう施設でございます。そういう意味から信用保証協会に対するん補率を重視するよりか、むしろ保険料率、それがひいては中小企業者の保証料率に響く問題でございますので、そちらのほうをより重要なに考えたほうがいいんではなかろうか、こういう判断をいたしておるのでございます。公害防止施設を設ける企業に特に危険が多いというふうな事情であってはならぬ、そういう性格のものではないだろうか、こういう判断をいたしたわけでございます。

○須藤五郎君 公害に対する少し考え方方が違うようにならうんですね。確かに公害に対する対策は企業の責任においてなすべきもので。しかし、公害は企業だけのあれじゃない。公害についてわれわれは非常に被害者なんです、国民が被害者なんです。だから、国民の立場に立つならば、できるだけ早く公害をなくすということですね。だから企業の責任は、もちろんそうですよ、企業の責任ですけれども、企業が大企業ならともかく、中小企業の公害は、金がないために国民は早くなくせといふ要求をしておつても、中小企業は金がないためにできない、こういう問題が起こつてくるわけです。そのくらいはやはり国民の立場に立つて、早く政府が有利な条件で金を貸してやつて、一日も早く公害をなくすということをまず第一義的に考えていくと、これが国民の言い分だと思うんです。私はそう思います。もちろん企業の責任ではあるけれども、その企業が中小企業の場合は特に金がなくて困難があるから、困難だといっていつまでもほうつて置くと国民が迷惑するんですから、いい条件で、有利な条件で金を中小企業に融資して、そうして一日も早く公害をなくすようにせい、こういう態度であるべきだとと思うんです。政府は、ところが、いまは意見がどうも私たちの考え方と少し違つているようになります。どうですか。
○政府委員(吉光久君) 公害に対する基本的な観念というふうなものにつきましては、私も基本的に変わつておるというふうには思わないわけでござりますけれども、実はいま私が御説明申し上げましたのは、てん補率というのが信用保証協会と保険公庫との関係でございまして、金を借りる中小企業者は保証協会と結びついてまいるわけでございます。てん補率を七〇にするか八〇にするかといふ問題ではないわけでございます。そういう意味で、私のほうでも法令により八〇%にいたしておりますのと、この公害保険との仕組みの差について実は申し上げたわけでございまして、したがいまして、あるいはその御説明の中でも申し上げ

た数字は、これは他の保証協会と保険公庫との間でてん補率を八〇にしておりますものの仕組みと、そして公害防止保険の仕組みについて申し上げただけでございまして、公害防止で、特に零細企業の公害防止施設のために国が積極的に助成をしていかなければならない、こういう気持ちにおきましては、決して先生と意見を異にしておるというわけのものではないわけでございまして、私もそもそも積極的にやつてまいりたいと思っておるところでございます。

それから、先ほど御質問の中にございました限度額二千万円につきまして、お答えをまだ申し上げておりませんので、ちょっとここでお答えをさしていただきたいと思うわけでございます。この二千万円にすることにつきましても、いろいろと各種の資料を求めてまして、どれくらいのところを限度額にすればいいかというようなことを検討いたしましたわけでございます。実際につきまでいろいろの調査が行なわれておるわけでございますけれども、昨年東京商工会議所で、東京商工会議所管内におきます事業につきまして、過去にどれくらいの事業が、どれくらいの公害防止施設費を負担したかといふうな実態調査、また近くどれくらいの施設について投資しようとしておるかといふうな意味での調査を行なつたわけでございます。それによりますと、これはすでに投資いたしまして額の一企業平均が六百十三万円、これは過去の問題でござりますので、六百十三万という非常に小さい数字が出ております。ところが今度投資を予定しておりますその投資予定額の平均でございますけれども、これは千三百十三万円ということです、これは過去の投資の約倍くらいの数字になつております。千三百万円程度といふうな予定をいたしております。それからまた、中小企業庁でもアンケート調査、中小企業の各層にわたりまして、大体いまの投資予定といったしましては商工會議所の調査と同じくらいの数字、ほぼ同じく

らいの結果が出ております。それから現在中小企業金融公庫で公害融資を特別ワクでやっておりましますけれども、ここでどのように活用されているかすけれども、ここでのように活用されたいるかというふうな投資がござります。それらの要素を勘案いたしましたところがます第一に大きな要件でございますけれども、ささらに現在三十二の保証協会で独自のこういう公害関係保証を行なつております。そこらがどのくらいのことについてやつてあるかといふことを調べてまいりましたところが、大体一件当たりの保証金額の平均額が約五百万円でございます。また、限度額を調べてまいりますと、おおむね一千万円、一千五百万のところもございますが、しかし大体一千万円程度ということになつておるわけでございます。そういう画面の要素を勘案いたしまして、限度額を二千万円といふものを別ワクとして設けておく、これは別ワクでございますので、二十万円を別ワクとして設定しておけばこれで足りるのではないか、こういうふうな判断をしておるわけでございます。

○政府委員(吉光久君) 確かにん補率が高いほうが金融機関と申しますよりが保証協会が保証するやうくなる。こういうふうな点は出てまいりうかと思います。これは否定するわけにはいかない点ではないかと思います。ただ、七〇%にさしあたりきめましたのは、先ほどお答え申し上げたように、な線からでございますけれども、もちろんこれは七〇がいいか八〇がいいかということは、実はほん補の度合いというのは実際の危険度がどう起るか、要するに貸し倒れがどう起るかによつて決定されるべき筋のものでござります。したがいまして、いろいろこの制度を出発させていただきまして、いろいろの問題、そこでデータが出てまいります。そしてほんとうに危険度が高いといふようなことであれば、これはまだん補率の問題につきましても将来さらに検討しなければならない時期も当然ございます言い切れでない。そういうふうな状況ではないかと思うわけでございます。

公害対策がしやすくなつて、国民が中小企業の公害から一日も早く救われるよう、國民が被害を受けないでいいようになるといふ立場に立つて私はいま意見を申し述べたのです。その点になると政府の考え方と私たちの考え方の間には少し違つてあるよう、思うのですね。私たちは公害といふものは國民の立場に立つて論じてゐる。あなたは企業の立場に立つて言つてゐるよう思ひますので、その点が少し違つてあるよう思ひますが、これ以上私は言う必要はないと思ひますから、これで質問は終わります。

○委員長(川上為治君) 他に御発言がなければ、本日はこの程度といたしまして、次回は三月二十三日午後一時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

る法律案

三月十六日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は一月三十日)
一、産炭地域振興臨時措置法等の一部を改正する法律案

昭和四十六年三月三十一日印刷

昭和四十六年四月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

A